

神戸第2地方合同庁舎維持管理業務（合庁分担）仕様書

- 1 契約件名
神戸第2地方合同庁舎維持管理業務（合庁分担）
- 2 建物名称
神戸第2地方合同庁舎
神戸市中央区波止場町1番1号
- 3 実施期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間
- 4 実施する業務
 - (1) 電気・機械設備保守管理業務
 - (2) 電気中央監視盤保守点検業務
 - (3) 空調自動制御及び空調自動制御用中央監視盤保守点検業務
 - (4) 消防設備保守点検業務
 - (5) 庁舎警備保安業務
 - (6) 衛生設備保守業務
 - (7) 法定測定等業務
 - (8) 樹木管理業務
 - (9) 防災管理点検業務
 - (10) 建築基準法第12条第4項に基づく建設設備（他に委託している保守点検業務を除く。）点検業務
 - (11) 電気時計保守管理業務
 - (12) 清掃業務
 - (13) 建築基準法第12条第2項に基づく建物点検業務（3年に1回：令和7年度なし、次回令和9年度実施）
 - (14) 消防法第14条の3の2に基づく地下タンク貯蔵所漏洩点検（3年に1回：令和7年度実施）

5 各業務の仕様

(1) 電気・機械設備保守管理業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の電気・機械設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るため、関係法令を遵守しての運転・保守点検を行うことを目的とする。

② 別紙1の神戸第2地方合同庁舎電気設備等一覧表の各設備について、次の業務を行うものとする。

ア 電気設備

番号	設備種目	本館		摘要
		運転	保守	
1	受変電設備	○	○	年次点検、(全館停電作業等)含む
2	発電機設備	○	○	C点検
3	放送設備		○	
4	電灯・動力設備	○	○	
5	直流電源設備	○	○	

イ 機械設備

番号	設備種目	本館		摘要
		運転	保守	
1	空調設備	○	○	
2	冷温水発生機設備	○	○	冷却水系統に薬液注入を含む。
3	監視制御設備	○	○	
4	冷却塔設備	○	○	レジオネラ菌の検査実施

(注) 上表中の運転、保守はそれぞれ下記によるものとする。

運 転 施設の機能を発揮させるために、設備機器を操作し、作動させるとともに、その作動状態を監視し、記録することをいう。

保守点検 消耗部品及び材料の取替え、ネジの増締め、注油等の措置並びに機能回復耐久性の確保を図るための塵埃、汚れ等の除去をいう。

③ 受変電設備点検（年次点検）等に際し、必要な設備（仮設電源等）及び消耗品（燃料等）を準備すること。また、関係官署等へ必要な手続きを行うこと。なお、経費は受注者の負担とする。

④ 業務時間等

ア 全設備についての業務実施時間は下記のとおりとする。

- ・ 日 勤 平日の8時30分から17時15分までの間、
勤務者4名とし、土曜日・日曜日・祝祭日（年末年始の休日を含む。）を除く。
- ・ 日夜勤 8時30分から翌日の8時30分までの間、
勤務者は1名とする。

イ 冷暖房期間

- ・ 冷房実施期間 6月1日から10月31日まで、
冷房用機器の運転時間は、
6月及び10月は、8時00分～17時15分。
7月1日から9月30日の間は、7時30分～19時15分とする。
- ・ 暖房実施期間 12月1日から2月28日まで
上記期間中であっても気温・湿度によって運転をしない場合もある。
期間中の閉庁日（土、日、祝日）において、業務の都合上冷暖房運転が必要とされる場合は、日勤者1名を増員して8時30分から17時15分までの間、運転を行うものとする。
なお、上記の実施時間は、協議の上、変更することがある。
また、当該期間外においても機器の試験または調整を行うときは運転することができる。

⑤ 資格・経験

- ア 電気関係技術者のうち1名は、「第3種電気主任技術者」の免状を有する者または同等以上の免状を有する者及び「電気工事士」の免状を有する者とする。
- イ 機械関係技術者のうち1名は、機械設備の運転保守及び点検の経験者で、「乙種第4類危険物取扱者」または同等以上の免状を有する者とする。
- ウ 労働安全衛生法に基づく「低圧電気取扱業務特別教育」を配置者全員が受講していること。
- エ 上記の資格・経験者は、技術者の資格免状の写しを監督職員に提出して、適格者であるかどうか

かの確認を得なければならない。

また、関係省庁への選任届を提出し監督職員に報告すること。

⑥ 保守管理要領

ア 運転・保守・点検・整備については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建設保全業務共通仕様書」を参考に、必要な記録を行うものとする。

イ 下記の書類を常に整備保管するものとする。

- ・ 法定整備書類
- ・ 電灯動力等の負荷設備一覧表
- ・ 冷暖房機運転日誌及び作業日誌
- ・ 積算電力量記録表
- ・ 各種機器試験表及び取扱説明書
- ・ 設備関係図面、機器台帳及び備品台帳
- ・ 事故・故障記録
- ・ 修理・改良工事記録
- ・ その他保守点検業務上必要とする書類

⑦ 電気主任技術者の選任等

ア 監督職員は自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。

イ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

ウ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実にを行うこと。

⑧ その他

ア 各種設備の事故発生または異常を発見したときは、速やかに正常に復するよう措置するとともに、監督職員に報告するものとする。

なお、業者での対応が必要と判断される場合は、速やかに監督職員に報告してその後の指示を仰ぐものとする。

イ 毎日の保守点検業務を運転日誌または作業日誌に記録し、監督職員に提出して承認を受けるものとする。

ウ 事故（故障）の原因が保守管理上の重大な手落ち等によるもので、明らかに受注者の責に帰すべき事由により生じた場合には、受注者の負担により賠償するものとする。

エ 保守点検用物品（蛍光灯、スイッチ類、電球、Vベルト等）は官給品とする。

消耗品（冷却水系統の薬剤：レジオサイドA 12kg、水道栓のパッキン等雑品）は受注者負担とする。

官給された消耗品等は、適切に在庫管理を行うこと。

オ 屋上設備の点検時に屋上の異常の有無を確認すること。

カ 本仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(2) 電気中央監視盤保守点検業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の設備の稼動状況、データ管理、スケジュール制御等の総合的な監視制御機能が円滑に行われるよう定期的な点検整備を行うことを目的とする。

② 点検対象設備及び数量並びに保守点検要領等

別紙2、3の中央監視盤点検仕様書に記載された機器名称及び数量並びに点検内容による。

③ 点検時期

9月中の平日の昼間の1回とする。

なお、実施期日については、打合せにより決定する。

④ 故障等発生時の処理

ア 故障及び障害発生により機器に支障が生じた場合は、速やかに対応を行い不良箇所の点検調整及び修理（1次対応）を行うものとする。

イ 本修理における交換部材及び工賃は別途契約とする。

⑤ 報告

点検終了後、報告書を提出すること。

⑥ その他

ア 受注者の故意または過失により庁舎の設備及び物品等に損害を与えたときは、直ちに報告するとともに、その賠償の責任を負うものとする。

イ 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(3) 空調自動制御及び空調自動制御用中央監視盤保守点検業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の空調自動制御設備の稼動状況、データ管理、スケジュール制御等の総合的な空調自動制御及び監視機能が円滑に行われるよう、定期的な点検整備を行うことを目的とする。

② 点検対象設備及び数量並びに保守点検要領

ア 中央監視盤

別紙3の中央監視盤点検仕様書に記載された機器名称及び数量並びに点検内容による。

イ 空調自動制御設備の対象系統。

- ・ 本館、
 - 熱源廻り制御系統1組
 - 冷却水制御系統3組
 - 空気調和機制御系統12組
 - 空気調和機制御系統 (ACU-11) 1組
 - 外気取入ダクト静圧制御1組
 - ダクト用温度計測1点
 - 室内計測30点 (室内温度計測1点、室内温湿度計測29点)

③ 点検時期

点検作業は、中央監視盤点検及び空調自動制御点検ともに平日の昼間の年1回とし、実施期日については、打合せにより決定する。

④ 故障等発生時の処理

ア 故障及び障害発生により機器に支障が生じた場合は、速やかに対応を行うものとする。

イ 本修理における交換部材及び工賃は別途契約とする。

⑤ 報告

点検終了後、報告書を提出すること。

⑥ その他

ア 受注者の故意または過失により庁舎の設備及び物品等に損害を与えたときは、直ちに報告するとともにその賠償の責任を負うものとする。

イ 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(4) 消防設備保守点検業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の消防設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るため、関係法令を遵守して保守点検を行うことを目的とする。

② 設備概要

・ 連結送水管	送水口	2個
	放水口	32個
・ 消防ポンプユニット (地下2階機械室)	80φ×4500 /分×95m×18.5kw、栓用	1台
	150φ×27000 /分×108m×75kw、高層スプリンクラー	1台
	150φ×19000 /分×77m×55kw、採水用	1台
	150φ×27000 /分×74m×55kw、低層スプリンクラー	1台
・ 屋内消火栓箱	1050W×1700H×200D	3台

	1050W×1700H ×230D、併設形	22台
	1400W×1800H ×230D、併設形	4台
・ 排煙機 （非常エレベーター用）	片吸込、リミットロード、床置形 # 5 × 26000m ³ /h × 200V × 11KW	2台
・ 排煙機 （廊下用）	片吸込、リミットロード、床置形 # 4 × 14000m ³ /h × 200V × 5.5KW	2台
・ 非常照明盤	DC100V	13台
・ 非常コンセント盤	1φ・2W・100V、3φ・3W・200V	8台
・ 自動火災報知機盤 （排煙 200回線、火災報知40回線、その他50回線）		
	受信機	1台
	副受信機	2台
	差動式スポット型感知器	113個
	定温式スポット型感知器	42個
	煙感知器	485個
	手動発信機	32個
	ベル	34個
	表示灯	32個
・ 非常電話盤 （40回線）		1式
・ 非常放送設備 （18回線、400W）		
	増幅器	1台
	遠隔操作盤 一斉方式	1式
	スピーカー	126台
・ 誘導灯 （小型）		77台
・ スプリンクラー設備	スプリンクラーヘッド 閉鎖型	936台
	圧力タンク	2台
	アラーム弁	6台
	流水作動弁	6台
	圧力スイッチ	6台
	操作盤	2台
	呼水装置	2台
・ ハロン消火設備	ハロンボンベユニット (68ℓ / 50kg)	13本
	放出ホーン (25A)	39台
	起動容器	8本
	選択弁	8台
	起動用操作箱	9個
	スピーカー	1式
	放出表示灯	17個
・ 防火扉設備	制御盤 200回線	1式
	煙感知器	99台
	防火扉閉鎖器	56個
	防火シャッター閉鎖器	10個
	防煙垂れ壁閉鎖器	1個
	非常口解錠装置	29個
・ 消火器	普通、油、電気火災用、ABC粉末	72個
・ 避難設備	庁舎東西両側に設置された収納式避難はしご	1式

③ 業務要領

ア 受注者は、消防法第17条の3の3に基づき、「消防設備士」を選任し、本設備機器について

の維持、点検を実施させるものとする。

イ 定期精密点検は、法令に定められた1年以内に1回定期に実施し、また、外観、機能点検は半年以内に1回定期に実施し、報告するとともに設備維持台帳に記録すること。

(消防法に基づく、非常用発電機予防保全及び実負荷試験を含む)

ウ 本設備機器について、異常が認められた時は、直ちに報告するとともにその原因を調査、復旧して再び同種の事故(故障)が発生しないよう処置するものとする。

エ 本設備機器の日常保守業務にあたっては、所管庁の防火管理者の指示を受け、信義誠実をもって万全を期すこと。火災報知設備及び放送設備の監視、操作には、「防災設備技能講習」修了者を常時配置すること。

また、設備の作動について、消防法施行令等に定めた設置基準に適合するよう維持しなければならない。

オ 事故(故障)の原因が保守管理上の重大な手落ち等によるもので、明らかに受注者の責に帰すべき事由により生じた場合は、受注者の負担により賠償するものとする。

カ 消防設備士は、年2回消防設備の総合点検及び機能点検を実施し、点検業務中は所管庁の防火管理者の立ち合いの元に行うものとする。

なお、点検終了後、防火管理者の承認を受けるものとする。

キ 神戸第2地方合同庁舎の消防設備は、設置後10年以上経過しているため消防法上定められた、年数ごとの点検が義務付けられているので、消防設備士は、該当する年数に達した設備の点検を実施すること。(3年毎の消防ホース耐圧試験を含む：令和7年度実施)

なお、点検終了後は、点検結果報告書を作成し、防火管理者の承認を受けるものとする。

④ 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管庁防火管理者と協議して解決するものとする。

(5) 庁舎警備保安業務：

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の秩序維持、事故防止、災害の予防及び来庁者等の円滑な受け入れを目的とする。

(施設概要)

- ・敷地面積：約5,900㎡。
- ・建物：鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上11階、塔屋2階。
- ・その他：開庁日の来庁者は約800人、駐車場利用台数は約300台。

② 業務内容

- ア 外来者に対する受付及び案内(ICゲート対応を含む)。
- イ 合同庁舎内外の巡回警備、窓及び扉等の施錠点検。
- ウ 合同庁舎の火災、盗難の予防。
- エ 火気の有無及び点灯・消灯、その他異常の点検。
- オ 門等の開閉及び鍵の管理。
- カ 喫煙場所以外における喫煙の制止。
- キ 騒音の防止及び庁舎諸施設の損傷防止。
- ク 合同庁舎における許可を要する事項の無許可行為の制止。
- ケ 挙動不審者に対する適切な処置(尋問、監視、制止及び排除)。
- コ 郵便物の受付及び電話、電報に対する適切な処置。
- サ 駐車場への車両の誘導、整理及び施錠、開錠。
- シ 職員専用出入口の立哨。
- ス AEDの取扱い。
- セ その他合同庁舎の警備に関し指示された事項。

③ 警備員

ア 警備員は、身元性向等が正しく、業務について知識経験及び業務に対応する体力を有する者を選考し、合同庁舎に常駐させるものとする。

なお、契約完了時、経験(履歴)を記した名簿並びに業務に関する技能修了証(写)を提出すること。

また、服装及び装備品は警備業法の規定に基づき、兵庫県公安委員会に届け出た服装を着用し、着用方法を遵守し品位を保つこと。

イ 警備員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- ・ 日勤 平日の８時００分から１７時１５分まで。
勤務者は５名とし、土曜日、日曜日、祝祭日（年末年始の休日を含む。）を除く。
- ・ 日夜勤 ８時３０分から翌日８時３０分まで。
勤務者は３名とする。
- ・ 業務 受付（出入管理）、駐車場警備、庁舎警備（防災センター、巡回警備）

ウ 警備員は、災害の防止及び災害発生時に適正な措置がとれるよう、次に掲げる応急措置や操作方法について習熟しておくとともに、事故の際の連絡先等を日頃から留意しておくこと。

なお、火災報知設備及び放送設備の監視、操作従事者は、「防災設備技能講習」修了者を配置すること。

- ・ ガス、電気、水道のもれ等の故障。
- ・ 危険物貯蔵庫等の異常の発見。
- ・ 消火栓、火災報知機、防火扉、消火器及び非常放送装置の取扱い。

エ 「施設警備業務２級」以上の有資格者及び消防関係法令に基づく「自衛消防業務講習」修了者又は条例に定める講習修了者を配置すること。

オ 「市民救命士資格」（普通救命又は上級救命講習受講者）と同等の技能を有する警備員を常時配置すること。

④ 業務要領

ア 業務要領は本仕様に記載してあるもののほか、細部については監督職員の指示により実施するものとする。

イ この業務を履行するにあたり、関係法令及び神戸第２地方合同庁舎管理規則を遵守すること。

ウ 外来者の行先問合わせ等照会事項に対しては、常に懇切丁寧に應對し、いやくも官庁の威信を失することのないよう留意すること。

エ 次に掲げる時刻に庁舎内外を、庁舎内外警備巡回経路、別図第１及び第２のとりの巡回経路を確実に巡回し異常の有無を確認すること、警備業務責任者は、その都度警備員から報告を受け異常ある場合は対処し監督職員に報告（書面）すること。

９時、１１時、１３時、１５時、１８時、２１時、２４時、３時、６時 計９回

オ 門扉、扉の開閉時刻の基準は、次のとおりとする。

場 所		開 扉	閉 扉	備 考
B 1 F	車庫出入口	0 7 0 0	2 0 0 0.	土曜日、日曜日、祝祭日の開閉は、夜間出入口のみとする (車庫の出入口については、連絡があれば対応すること。)
1 F	南及び北	0 7 0 0	1 8 3 0.	
	夜間出入口	常時施錠 (ICカード)		

カ 国旗等の掲揚時刻は、次のとおりとする。

- ・ 掲揚 ８時００分
- ・ 降下 １７時１５分

ただし、特別の指示のある場合を除き、祝日以外の土曜日、日曜日、休日は掲揚しない。

キ 鍵の受渡しを行う際は、鍵貸出簿に所要事項の記入させること。

なお、鍵は所定の場所に適切に保管するとともに、忘失することのないように注意し、返還確認を行うこと。

ク 合同庁舎内外の巡回等に際しては、盗難防止のため窓、扉の施錠点検（共用部分）、職員が退

庁後の廊下、便所、湯沸室等不必要部分の消灯、火気の点検及び挙動不審者に対しては細心の注意をもって対応するものとする。

ケ 合同庁舎及びその付近に非常事態の発見、または通報を受けたときは、直ちに監督職員等に連絡するとともに、警察署、消防署、その他関係機関に通報し、臨機の措置を行うこと。

コ 駐車場の警備は、構内及び車の状況等を的確に把握し、適正に処理するものとする。

駐車場警備の実務経験が3年以上で知識経験を有した者を指導員として配置すること。

⑤ その他

ア 受注者は、契約期間中この業務に関して受注者の責に帰すべき事由による事故に起因した事項は、賠償の責任を負うものとする。

イ 本仕様に定めのない事項について疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(6) 衛生設備保守業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の衛生的な環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令を遵守し、次に掲げる保守業務を行うことを目的とする。

② 給排水設備等保守

・ 貯水槽	受水槽（飲料水用、FRP製、3m×2m×2.5m）	1台
	高置水槽（飲料水用、FRP製、2m×1.5m×1.5m）	1台
	高置水槽（雑用水用、FRP製、3m×2m×2m）	1台
	高置水槽（雑用水用、FRP製、5m×1.5m×2m）	1台
・ 汚水槽	（コンクリート製、有効17m ³ 、2m×5m×2.5m）	1台
・ 各付属機器及び排水管		1式

③ 排水管清掃

排水設備の清掃については、6か月以内に1回、定期に行うものとする。

また、汚水槽内の汚泥の処分も行うものとする。

④ 害虫等の駆除

庁舎内全域を原則として6か月に1回の割合で統一的に実施する。また、害虫等の駆除については、主としてねずみ、蚊、ゴキブリ、ダニ及びチョウバエを対象とし、事務室、倉庫等はもちろんのこと、発生状況に応じて適切な措置を講ずるものとする。

なお、便所は薬剤の全面散布及び必要な部分の重点散布とし、マンホール、下水溝等はミスト器による噴霧、周辺部及び汚染部分に対して粉剤を散布する。

また、蟻の庁舎内への進入を防ぐため、庁舎外周の蟻の進入経路及び活動している場所を調査し、適切な場所に蟻駆除用の薬剤（ベイト剤：駆除餌剤）を散布すること。

使用薬剤は、労働安全衛生法に基づくSDS（製品安全データシート）を発行した安全性の高いもので、事前に監督職員の確認を受けたものを使用すること。

⑤ 給排水設備等の作業項目

ア 貯水槽

- ・ 本体、架体の外面の点検
- ・ 定水位弁の作動状況
- ・ 水面制御警報装置の作動状況
- ・ オーバーフロー管、マンホール外観点検

イ 自動給水設備

- ・ ポンプ本体外観、作動点検、内部清掃及び注油
- ・ 制御盤内部清掃及び点検
- ・ ユニット内配管類外観点検
- ・ 補器類の作動点検

ウ 汚水槽

- ・ 水面制御警報装置の外観及び作動点検

エ ポンプ

- ・ 本体の外観、内部清掃、作動点検及び注油

オ 配管及び弁、

- ・ 配管、支持金物、伸縮継手、弁の外観及び作動点検

カ 制御機器、

- ・ 調節器の内部清掃及び作動点検
- ・ 液面電極リレーの電流、電圧点検及び作動点検

キ 湯沸器、

- ・ 外観及び作動点検
- ・ 弁類の点検及び調整
- ・ フィルターの清掃点検

ク その他、

- ・ 洗面器、大小便器、フラッシュバルブ、阻集器等の排水状態及び作動点検
- ・ 各階ACU、空調機のドレン枝配管及びドレン集合排水管の洗浄（地下1階～11階）

⑥ 簡易専用水道定期検査、

水道法の規定に基づき年1回実施される関係官庁の書類検査受検手続を代行すること。

⑦ 注意事項

- ア 各作業については、事故（故障）の発生を未然に防止するために信義誠実をもって万全を期すること。また、受注者の責に帰すべき事故（故障）が発生した場合は、直ちに報告するとともに、その原因を調査、復旧して再び同種の事故（故障）が発生しないよう処置するものとする。
- イ 各作業に要する機器類、消耗品及び使用薬剤については、受注者の負担とし、適切なものを使用するとともに使用薬剤については、厚生労働省で認可されたものを使用するものとする。使用に当たっては、あらかじめ監督職員と協議のうえ決定するものとする。

⑧ 報告等、

- ア 受注者は、各作業完了後、作業内容、処置の状況、使用薬剤の名称、量等について報告書を提出のうえ承認を受けること。また、改善を要するものについては、検討のうえ監督職員に別途報告すること。
- イ 関係法令に基づく測定記録及び諸関係帳簿を整備し、関係官署への報告にいつでも応じることが出来るようにしておくこと。

⑨ その他、

- ア 受注者は、法令で定められた建築物環境衛生管理技術者を有資格者の中から1名選任して所管庁に届出を行い、保守業務の監督を行うとともに適切な指導を行うこと。
- イ 本仕様に定めのない事項について疑義が生じたときは、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(7) 法定測定等業務、

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の衛生的な環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令を遵守し、次に掲げる保守業務を行うことを目的とする。

② 測定項目等

ア 空気環境測定等、

- ・ 室内環境測定は、浮遊粉じん量・一酸化炭素含有量・炭酸ガス含有量・温度・相対湿度・気流・照度について、各階の事務室を2か月に1回、本館24ポイントを実施するものとし、始業時、終業時の2時点において、その平均値をもって当該測定値とする。
- ・ 冷温水発生機のばいじん量及び窒素酸化物の測定は、年2回実施するものとし、8月及び2月に行う。
- ・ 測定終了後、速やかに法定書式による報告書を提出すること。

イ レジオネラ菌検査

- ・ 空調機（冷房）運転開始時期に合わせて冷却塔内のレジオネラ菌検査を実施し、検査結果レジオネラ菌が認められる場合は、薬剤等を投入して滅菌を行い、健康環境保全の確保に努めること。

ウ 水質検査、

- ・ 定期検査は、末端給水栓における水の遊離残留塩素の検査を採水後7日以内に1回、また、

貯水槽の水質検査を6か月以内に1回及び貯水槽の清掃を1年以内に1回法令に定められた基準により定期に行うものとする。

- ・ 飲料水水質検査項目及び検査時期は次表のとおりとし、水道法の規定に基づき実施し、検査終了後は速やかに水質検査報告書を提出すること。

検査時期	8月	2月
検査項目	一般細菌 大腸菌群 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 塩素イオン 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） PH 値 味 臭気 色度 濁度 鉛 亜鉛 鉄 銅 蒸発残留物 クロロホルム ジブロモクロロメタン ブロモジクロロメタン ブロモホルモン 総トリハロメタン シアン化物イオン及び塩化シアン クロロ酢酸 ジクロロ酢酸 臭素酸 トリクロロ酢酸 ホルムアルデヒド	一般細菌 大腸菌群 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 塩素イオン 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） pH 値 味 臭気 色度 濁度

③ 注意事項

ア 各作業については、事故（故障）の発生を未然に防止するために信義誠実をもって万全を期すること。また、受注者の責に帰すべき事故（故障）が発生した場合は、直ちに報告するとともに、その原因を調査、復旧して再び同種の事故（故障）が発生しないよう処置するものとする。

イ 各作業に要する機器類、消耗品及び使用薬剤については、受注者の負担とし、適切なものを使用するとともに使用薬剤については、厚生労働省で認可されたものを使用するものとする。

なお、使用にあたっては、あらかじめ監督職員と協議のうえ決定するものとする。

④ 報告等

ア 受注者は、各作業完了後、作業内容、処置の状況、使用薬剤の名称、量等について報告書を提出のうえ承認を受けること。また、改善を要するものについては、検討のうえ監督職員に別途報告すること。

イ 関係法令に基づく測定記録及び諸関係帳簿を整備し、関係官署への報告にいつでも応じることができるようにしておくこと。

⑤ その他

ア 本仕様に定めのない事項について疑義を生じたときは、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

イ 受注者は、法令で定められた建築物環境衛生管理技術者を有資格者の中から1名選任し、所管庁に届出を行い、保守業務の監督を行うとともに適切な指導を行うこと。

(8) 樹木管理業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎敷地内の環境美化に関して植栽された樹木等について、適正かつ合理的に維持管理を行うことを目的とする。

② 管理範囲

別紙4の神戸第2地方合同庁舎植栽図のとおり

③ 管理要領

受注者は、この業務を実施するにあたり経験、技術の優秀な作業員に従事させ、使用する器具及び材料は受注者の負担とする。

また、使用する薬剤等は、樹木に最も適した品質良好なものを使用すること。

④ 作業内容は次のとおりとする。

ア 年に3回、病害虫の発生しやすい時期または発生の状況に応じて薬剤を撒布すること。

イ 年に3回、除草及び草刈を人力または機械を使用して効果的に実施すること。

ウ 年に1回、低木及び高木を体裁よく剪定、刈込むこと。

エ 植栽への灌水は7月14日から9月30日までの間、(土曜日、日曜日、休日を除く)で適切な頻度の灌水を実施するもの。

なお、散水用の水、ホース等の器具は官品を使用するものとする。

オ 剪定、除草、芝刈りにより発生したごみは、法律に適合する方法により受注者が処分すること。

⑤ その他

ア 各作業は、検査職員に報告書を提出し検査合格をもって終了したものとする。

イ 作業を実施するにあたっては、四囲の状況に注意し事故のないよう十分注意すること。

ウ 万一受注者の原因により発生した事故については、受注者において処理すること。

エ 本仕様に定めのない事項について疑義を生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

(9) 防災管理点検業務

① 目的

本件は、「防災管理点検報告制度」に基づく報告を実施するため、該当する当庁舎「消防法第8条第1項の防火対象物(地階を除く階段が11以上の防火対象物で、延べ面積が1万㎡以上)」の点検等を年1回実施するものである。

② 点検時期

12月中旬

③ 点検項目

防災管理点検基準(消防法施行規則第51条の14)に基づき実施すること。

④ 点検者

点検を実施する担当者は、総務大臣の登録を受けた講習機関で講習課程を修了した有資格者とする。

⑤ 報告等

「防災管理対象物点検結果報告書」2部提出すること。

⑥ 検査

点検実施後、検査職員の検査を受け、検査合格をもって完了とする。

⑦ その他

本仕様に定めのない事項について疑義を生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

(10) 建築基準法第12条第4項に基づく建設設備、(他に委託している保守点検業務を除く。)点検業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の防火設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るため、建築基準法ほか関係法令を遵守して保守点検を行うことを目的とする。

② 点検時期

11月中旬

③ 点検部位及び点検者

- ア 防火設備：一級建築士若しくは二級建築士、防火設備検査委員資格者証の交付を受けている者。
- イ 換気設備：一級建築士若しくは二級建築士、建築設備検査委員資格者証の交付を受けている者。
- ウ 排煙設備：一級建築士若しくは二級建築士、建築設備検査委員資格者証の交付を受けている者。
- エ 非常用の照明装置：一級建築士若しくは二級建築士、建築設備検査委員資格者証の交付を受けている者。
- オ 給排水設備：一級建築士若しくは二級建築士、建築設備検査委員資格者証の交付を受けている者。
- カ 照明設備の点検：規定無し。

④ 点検項目

- ア 防火設備：防火戸・防火シャッター
- イ 換気設備：機械換気設備・自然換気設備・防火ダンパー
- ウ 排煙設備：排煙機・機械排煙設備の排煙口・排煙風道・給気口・給気風道・給気送風機
- エ 非常用の照明装置：電池内蔵形の蓄電池・電源別置形の蓄電池・自家用発電装置
- オ 給排水設備：飲料用の配管、排水管、給水タンク、貯水タンク、給水ポンプ、排水槽、給湯設備
- カ 照明設備の点検：執務室等

⑤ 点検結果

受注者は、成果品（点検結果報告書）を2部提出し、点検結果の総括及び不具合箇所について、原因、緊急性の有無、改善（修繕）方法等を検討のうえ、監督職員に別途報告すること。

(11) 電気時計保守管理業務：

① 目的

神戸第2地方合同庁舎に設備されている電気時計の機能の維持及び耐久性の確保を図るため保守管理を行うことを目的とする。

② 設備種目

- ・ 親時計：自立型6回路チャイム、タイマー付（TICシチズン） 1台
- ・ 子時計：壁掛型 310φ 146台
- 埋込型 300φ 1台
- 半埋込型 300×425 11台
- スピーカ付壁掛型 310×420 14台

③ 保守管理要領

ア 点検、調整項目

設備種目	台数	作業内容	回数
親時計	1台	・時刻調整をする。 ・汚れ、損傷、腐蝕の有無を点検し、清掃手入れをする。 ・異音、異臭の有無を点検する。	1回／週 1回／月 1回／月
子時計	172台	・時刻調整をする。 ・汚れ、損傷、腐蝕の有無を点検し、清掃手入れをする。 ・異音、異臭の有無を点検する。	1回／週 1回／3か月 1回／3か月

イ 設備種目に記載してある種目の性能保持について、必要と認められるすべての部分の点検、調整を行い、常に完全な状態で作動するよう実施するものとする。

ウ 点検、調整にあたっては、構造上または外観上当然施工しなければならないものはもちろん、本仕様に記載されていない些細な部分及び自然附帯の事項は受注金額の範囲で行うものとする。

④ その他

ア 受注者の故意または過失により庁舎の設備及び物品等に損害を与えた時は、直ちに監督職員に報告するとともに、その賠償の責任を負うものとする。

イ 点検、調整終了後は、検査職員に報告書を提出のうえ検査を受けること。

⑤ 報告等

「点検結果報告書」2部を提出すること。

⑥ 検査

点検実施後、検査職員の検査を受け、検査合格をもって完了とする。

⑦ その他

本仕様に定めのない事項について疑義を生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

(12) 清掃業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の衛生的な環境を保持するため、適正な清掃を実施することを目的とする。

② 業務の範囲

別紙5～9のとおり

③ 日常清掃

平日の午前6時00分から午後4時00分まで（内8時間の勤務、休憩1時間含む）とする。ただし「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日は実施しないものとする。

④ 定期清掃

実施日等については事前に監督職員と協議のうえ決定するものとする。

⑤ 清掃要領

清掃は関係法令を遵守のうえ、別紙8「清掃作業基準」に基づき、業務の範囲に示す場所の清掃を完全に実施し、当日の午後4時00分までに監督職員の検査を受けることとし、監督職員から「手直し」を指示された場合は、原則として当日中に「手直し」を行うものとする。

⑥ 清掃に際しては、次の点に留意し実施すること。

ア 清掃に必要な器具及び洗剤、ワックス等の消耗品は受注者の負担とする。

ただし、神戸市指定ごみ袋、トイレットペーパー、石けん液（洗面所）は支給する。

イ 清掃に使用する機材、器具、消耗品等については、グリーン購入法に基づくものとする。

ウ 廊下、湯沸室、洗面所、便所、階段及びエレベーターの洗浄、モップ拭き及びワックス仕上げ等の際は、広範囲にならないよう適当な標識を掲げるなど通行制限をして安全に行うこと。

エ 新型コロナ等の感染防止対策として、エレベーターのボタンや階段の手すりなど、多人数が触れる個所については、消毒液で殺菌・消毒に努めること。

消毒液等は、官が支給するもので対応すること。

オ 洗面台や炊事場並びにウォータークーラーについては、清潔を保つように努めること。

カ 各階の可燃ごみ、資源ごみ、粗大（不燃）ごみを収集して地下1階の廃棄物集積場のコンテナに分別整理するとともに各区分毎のごみの数量を報告すること。

ごみ袋の削減に努めること。

キ 廃棄物集積場は、常に整理整頓すること。

ク 1日1回、庁舎敷地内（側溝を含む）に捨てられたゴミや空き缶等及びたばこの吸い殻並びに落ち葉の回収に努めること。

⑦ 作業員

ア 作業員は身元の確実な者とし、みだりに交替させないこと。また、服装は一定の作業服を着用させ、言語態度に留意し、いやしくも他人に不快感を与えないこと。

女子トイレ清掃のため、複数の女性作業員を配置すること。

契約完了時、作業員名簿を提出すること。

イ 清掃作業に従事する作業員のうち、清掃業務全般に精通した監督的業務を行うことができる作業責任者1名（代行者可）を作業終了まで配置させるものとし、清掃作業時間中は、別紙8「清掃作業基準」を満たす適切な人員配置で、原則午前6時から午前10時までの勤務者1名以上と午前7時から午後4時までの勤務者3名以上を在中させ清掃作業を実施すること。

また、清掃作業において不具合が生じた場合に対応できる管理体制を確立し、それらを網羅した組織図を提出すること。

なお、現場責任者は庁舎管理室職員と連絡体制がとれるようにすること。

ウ 現場責任者は、毎日、清掃実施状況等を業務日誌に記載して、監督職員に提出し確認を受けること。

エ 作業員は自身の仕事はもとより他の作業員の仕事の内容についても把握に努め、質問された際は即答できるように作業員どうしで必ず引継ぎを実施し齟齬のないように努めること。

オ 作業内容について指摘があった際は、退館するまでに是正し報告を行うこと。

⑧ その他

作業員の故意または過失により庁舎の設備及び物品並びに第三者に損害を与えた時は直ちに監督職員に報告するとともに、その賠償の責任を負うものとする。

(13) 建築基準法第12条第2項に基づく建物点検業務（令和7年度実施なし）

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の建築基準法に第12条第2項に基づく3年毎の建物点検を、関係法令等の定めのとおり行うことを目的とする。

② 点検時期

8月中旬

③ 施設概要

庁舎：RC-11-2 2,053（建）/23,693（延）（建築年月：S60.5）EV有

③ 業務内容

ア 建築基準法第12条第2項に基づく点検を実施する。

平成20年国土交通省告示第282号等関係法令の定めるとおりとする。

※法令で指定された有資格者による点検。

イ 点検方法

建築物の外部/外装仕上材等の点検方法は、以下による。

・手の届く範囲をテストハンマー等による打診により確認し、その他の部分は双眼鏡等を使用し目視により確認する。

ウ 報告等

点検結果報告書を作成し点検終了後1週間を目途に報告すること。

点検結果報告書は、以下の様式とする。

「国の機関の建築物の点検確認ガイドライン」（一財）建築保全センターによる以下の報告様式を準用し、点検時の最新法令にあわせて適宜修正し使用すること。

敷地及び構造：点検様式1-1、1-2、1-3、1-4

エ 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ図面、点検記録等を貸与する。

オ 点検実施者

点検の実施に先立ち、次の事項について書面により監督職員に通知する。

氏名、生年月日、経歴書、点検に関する資格を証明するもの

点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服を着用する。

カ 点検結果

受注者は、成果品（点検結果報告書）を2部提出し、点検結果の総括及び不具合箇所について、原因、緊急性の有無、改善（修繕）方法等を検討のうえ、監督職員に別途報告すること。

(14) 消防法第14条の3の2に基づく地下タンク貯蔵所漏洩点検（令和7年度実施）

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の地下タンク貯蔵所について、危険物の規制に関する規則に基づく3年毎の漏洩点検を関係法令等の定めのとおり行うことを目的とする。

② 点検時期 5月

③ 点検設備概要

ア 地下タンク貯蔵所

設置年月 平成26年（2014年）8月

材質 銅鏡鋼板SS400 厚さ9mm

タンクの種類 鋼製一重殻

寸法 内径1900mm×胴長7254mm×全長8010mm

容量 20000ℓ

油種 軽油

イ 埋設配管設備

送油管 SGP (スミコートPEL) 32Å

送油管 SGP (スミコートPEL) 50Å

通油管 SGP (スミコートPEL) 50Å

③ 点検仕様

点検は、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」に基づき実施する。

④ 点検項目

ア 気相部の微加圧検査(2KAP)を行い、漏洩の有無を確認する。

報告書には、圧力の変移を記録したデータを添付する。(圧力計は、最小目盛りが0.01kpa以下であり、これを読み取り、記録できる精度のものを使用する。)

イ 加圧中に、露出している配管継手部分等に石鹼液等を塗布し、漏洩の有無を目視で確認する。

ウ 液相部の地下タンク気相部を減圧し、ペアリークテスターを使用して液相部液面変位及び加速度の測定を行い、漏洩孔から空気又は地下水の侵入の有無を確認する。

エ 検地管の点検を行い、水位の測定及び停油、タールの付着の有無を確認する。

⑤ 点検結果

受注者は、成果品(点検結果報告書)を2部提出し、点検結果の総括及び不具合箇所について、原因、緊急性の有無、改善(修繕)方法等を検討のうえ、監督職員に別途報告すること。

6 再委託承諾申請書の提出

受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託承諾申請書(別紙様式)(以下「再委託」という。)を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

7 統括業務責任者等

受注者は、業務を円滑に実施するため、施設管理、警備、清掃業務毎に、その従事者から業務に必要な資格・技能・経験を有し業務に精通している者を業務責任者及び代理人(業務責任者不在の場合業務を代行する者)に選任すること。

業務責任者は、監督職員に報告及び調整を行い、業務従事者への指示及び関係者と調整し円滑に業務を運営すること。

また、業務責任者から統括業務責任者及び代理人(統括業務責任者不在の場合業務を代行する者)を選出すること。

統括業務責任者は、業務責任者から業務の履行状況等を把握し、監督職員に報告のうえ指示を受け、また、各業務を円滑に実施するための提案をし、必要に応じ請負者と調整すること。

なお、統括業務責任者は、業務責任者が兼務することができるとし、統括業務責任者等を選任した際は、書面をもって監督職員に通知すること。

(1) 施設管理業務責任者の業務

- ① 監督職員との連絡、報告、調整
- ② 施設管理員の指導及び整理業務計画等の作成・提出
- ③ 別契約の関連業務との調整
- ④ 防災訓練(自衛消防隊)及び施設管理運営上必要な事業に参画

(2) 警備業務責任者の業務

- ① 施設管理業務責任者との連絡、報告、調整
- ② 警備員の指導及び警備計画書等の作成・提出
- ③ クレーム処理と整理
- ④ 防災訓練(自衛消防隊)及び施設管理運営上必要な事業に参画

(3) 清掃業務責任者の業務

- ① 施設管理業務責任者との連絡、報告、調整

② 清掃員の指導及び清掃日報の作成・提出

8 現行の事業者からの業務引継ぎ

本業務を新たに受注することとなった事業者（新事業者）は、本件落札日の翌日から契約開始日の前日までの間に、現行の事業者が準備する業務内容を明らかにした書類等により、業務の引継ぎ（業務研修）を受けるものとする。また、業務引継ぎを受けた者を各業務に従事させること。

新事業者及び現行の事業者は、監督職員に引継ぎが完了したことの確認を受けること。

なお、業務引継ぎに必要な経費は、新事業者の負担とする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載されている数量については、年度途中で変更することがありうるため、その場合は、双方協議して解決するものとする。
- (2) 実施する業務において、使用する物品が、グリーン購入法による特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。
- (3) 受注者は、24時間365日の保安管理体制を構築し、緊急時には迅速に対応をすること。
- (4) 労働安全衛生法に基づき、衛生管理者を選任し、従業員の安全及び衛生確保の責任体制を構築すること。
- (5) 施設管理、警備、清掃業務員は、庁舎利用者が快適に施設を利用できるよう互いに協力し業務を遂行すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務共通仕様書」に基づき行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。
- (8) 代金は、1ヶ月毎の支払いとし、入居官署が分担して支払うものとする。
発注者が適正な支払請求書を受理した日から30日以内に、その代金を受注者に支払うものとする。
なお、適格請求書発行事業者においては、インボイス制度の要件を満たす適格請求書を発行すること。
- (9) 担当官：第五管区海上保安本部総務部総務課専門官
電話：078-391-6551 内線2800。

神戸第2地方合同庁舎（本館）電気設備等一覧表

設 備 名	機 械 名	数 量	要 目
受 変 電 設 備		1 式	契約電力580KW 受電方式 3 相 3 線式 6.6KV/210,105V 60Hz
P H 電気室	(内訳) 埋設受電線路	1 本	6 KV EM-CET 100 120m
	取引計器用変成器及び取引計器	1 式	関西電力取付品
" "	主断路器	1 台	7.2KV 400A
" "	真空遮断器	6 台	7.2KV 600A 12.5KA (at 7.2KV)
" "	高圧真空電磁接触器器	4 台	6.6KV 200A
" "	高圧負荷開閉器	2 台	7.2K 200A PF(G50A)
" "	高圧負荷開閉器	3 台	7.2K 200A PF(G60A)
" "	高圧負荷開閉器	1 台	7.2K 200A PF(G75A)
" "	高圧進相コンデンサ	4 台	3 φ 6.6KV 106KVA _r
" "	直列リアクトル	4 台	3 φ 6.6KV 6.38KVA _r
" "	非常・一般動力用変圧器	3 台	3 φ 500KVA×1 300KVA×2
" "	電灯用変圧器	3 台	1 φ 200KVA
" "	計器盤	1 面	計器等内蔵
" "	受電盤	1 面	計器等内蔵
" "	き電盤	3 面	計器等内蔵
" "	コンデンサ盤	4 面	放電コイル 計器等内蔵
" "	電灯変圧器盤	3 面	計器等内蔵
" "	電灯配電盤	3 面	M C B 計器等内蔵
" "	動力変圧器盤	2 面	計器等内蔵
" "	動力配電盤	4 面	M C B 計器等内蔵
" "	非常動力変圧器盤	1 面	計器等内蔵
" "	非常動力配電盤	2 面	M C B 計器等内蔵
" "	上記関連設備及び装置	1 式	
敷地内	構内第1柱	1 式	受電用柱上開閉器
自家発電設備		1 式	屋外キュービクル式ディーゼル発電装置
	(内訳)		
R F 発々室	発電機	1 台	3 φ 3 線式 6.6KV 1,000KVA 60Hz
" "	ディーゼル機関	1 台	ヤンマーAY40L-ET 1,049KW 1,800min-1始動方式 電気式自己空冷式
" "	自動始動発電機盤	1 面	真空遮断器 7.2KVA 600A 12.5KA
" "	直流電源盤	1 面	整流器 SWSB24-15-300
" "	蓄電池	12 台	SNS300(2V/セル) ×12個
" "	燃料小出槽	1 台	950 ℓ
1 階 ポンプ室	燃料移送ポンプ	2 台	0.75KW
屋外駐車場	地下埋設燃料タンク	1 台	20,000ℓ
" "	上記関連設備及び装置	1 式	
電灯・動力設備		1 式	
	(内訳)		
各階	照明器具	918台	蛍光灯 40W 2灯 2連
" "	"	1206台	" 40W
" "	"	32台	" 32W
" (和室)	"	23台	" 30W
" "	"	242台	" 20W
" "	"	22台	" 10W
1 F ホール	"	160台	" 27W ツイン球
各階	"	409台	白熱灯
屋外	"	12台	外灯
1.3.5.7.9 階	調光盤	5台	省エネ用
各階	分電盤	49台	1 φ 3W 200 /100V
1F~11F	WH盤	11台	
各階	動力盤	26台	3 φ 3W 200V
" "	手元開閉器函	25台	
屋上・鉄塔	航空障害灯	8台	OM-3A
" "	上記関連設備及び装置	1 式	
直 流 電 源 設 備		1 式	
P H 電気室	直流電源盤	1 面	整流器 MCB 計器等内蔵
	蓄電池	54台	HS-500E 500AH 108V
" "	上記関連設備及び装置	1 式	
放 送 設 備		1 式	
	(内訳)		
11階災害支援室	非常業務兼用ラック型アンプ	1 台	A C100V DC24V 500mAh/5HR+6000mAh/5HR
1F防災センター	非常業務用遠隔操作器	1 台	RM-2000
B2Fコントロール室	非常業務用遠隔操作器	1 台	Rm-2000
第1 会議室	ローカルアンプ	4 台	TA -1060 A C100V 出力 60W
3F~9F	ローカルアンプ		TA -1030R A C100V出力 30W (3F.6F.7F.9F)

神戸第2地方合同庁舎（本館）機械設備一覧表

設 備 名	機 械 名	数 量	要 目
冷 暖 房 設 備	補給水ポンプ(冷却塔用) (屋 上)	1 台	32φ×150ℓ/分 3φ×200V×0.75KW
	冷温水発生機 (B2機械室)	3 台	冷暖房用 210USRT
	冷却塔 (屋上冷却塔置場)	2 台	クロスフロー形(連結形) 1,320KW
	冷却塔 (屋上東側)	1 台	クロスフロー形 1,320KW
	冷却水ポンプ (B2機械室)	3 台	150 φ×3,430ℓ/分 3φ×200V×30KW
	冷温水1次ポンプ (B2機械室)	3 台	125 φ×2,030ℓ/分 3φ×200V×11KW
	冷温水2次ポンプ (B2機械室)	4 台	80 φ×1,530ℓ/分 3φ×200V×15KW
	上記関連設備及び装置	1 式	
	水気化式加湿機	12 台	各空調機械室・空調機内
空 気 調 和 換 気 設 備	空気調和機		
	(B2コントロール室)	1 台	空冷ヒートポンプパッケージ 冷房12,040Kcal/h 暖房12,900Kcal/h
	(1F防災センター和室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房 2,200Kcal/h 暖房 3,700Kcal/h
	(6F走査電頭室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房 1,800Kcal/h 暖房 2,700Kcal/h
	(7F海洋情報部事務室)	1 台	空冷ヒートポンプパッケージ 冷房 3,440Kcal/h 暖房 5,160Kcal/h
	(PH 1)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房 4,500Kcal/h 暖房 5,300Kcal/h
	(11F 食堂×4 台)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房11,800Kcal/h 天吊型 暖房13,500Kcal/h
	(11F 厨房)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房 7,300Kcal/h 天吊型 暖房 7,800Kcal/h
	(11F 通信機械室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房 4,500Kcal/h 天吊型 暖房 5,200Kcal/h
	(1F～11F 空調機室)	11 台	ユニット形 全熱交換機フィルター
	(11F 南側空調機室)	1 台	エアハンドリングユニット 冷房23,400Kcal/h 暖房24,200Kcal/h
	(B2 発々室)	1 台	空冷ヒートポンプパッケージ 冷房12,040Kcal/h 暖房13,760Kcal/h
	空気炉過機		
	(1F～10F 空調機室)	10 台	自動巻取形
	(11F 南側空調機室)	1 台	処理風量6,200CMH

設 備 名	機 械 名	数 量	要 目
空 気 調 和 換 気 設 備	送風機 (11F 機械室)	1 台	両吸込シロッコファン # 8 × 145,000m ³ /h × 200V × 55KW
	(B2機械室OA)	1 台	# 4 ½ × 19,000m ³ /h × 200V × 5.5kw
	(B2電気室OA)	1 台	# 3 ¾ × 14,500m ³ /h × 200V × 5.5kw
	(B2発々室OA)	1 台	# 5 × 25,000m ³ /h × 200V × 7.5kw
	(B2倉庫OA)	1 台	# 5 × 25,000m ³ /h × 200V × 7.5kw
	(B1ガスメーター室OA)	1 台	# 1 ½ × 1,500m ³ /h × 200V × 0.4kw
	(B1倉庫OA)	1 台	# 2 × 3,000m ³ /h × 200V × 1.5kw
	排風機		
	(便所EA→11F)	1 台	片吸込シロッコファン 天吊型 # 3 ¾ × 8,300m ³ /h × 200V × 2.2KW
	(湯沸室EA→11F)	1 台	片吸込シロッコファン 天吊型 # 3 × 6,300m ³ /h × 200V × 1.5KW
	(2,3Fコピー室EA→PH東)	1 台	片吸込シロッコファン 床置型 # 2 × 3,800m ³ /h × 200V × 1.5KW
	(7F測定室EA→PH東)	1 台	塩ビ片吸込シロッコファン # 1 × 200m ³ /h × 200V × 0.2KW
	(8F留置場EA→PH東)	1 台	片吸込シロッコファン # 1 × 500m ³ /h × 200V × 0.2KW
	(8,9Fテライプ EA→PH東)	1 台	片吸込シロッコファン # 1 × 1,000m ³ /h × 200V × 0.75KW
	(9F厚生課EA→PH西)	1 台	塩ビ片吸込シロッコファン # 1 ¾ × 1,500m ³ /h × 200V × 0.75KW
	(8F実験室EA→PH西)	1 台	塩ビ片吸込シロッコファン # 2 × 4,450m ³ /h × 200V × 2.2KW
	排風機		
	(PH ₁ 西6FD, C EA8FD, C EA PH ₁ 東7FD, C EA)	3 台	塩ビ片吸込シロッコファン # 1 × 900m ³ /h × 200V × 0.75KW
	(B2 湯沸室)	1 台	塩ビ片吸込シロッコファン # 1 × 600m ³ /h × 200V × 0.4KW
	(11F 倉庫EA)	1 台	軸流ファン (消音BOX) # 1 ¾ × 1,200m ³ /h × 200V × 0.2KW
	(B2機械室EA)	1 台	# 4 ¾ × 16,000m ³ /h × 200V × 3.7kw
	(B2電気室EA)	1 台	# 3 ¾ × 15,000m ³ /h × 200V × 5.5kw
	(B2発々室EA)	1 台	# 4 ¾ × 20,000m ³ /h × 200V × 5.5kw
	(B2倉庫EA)	1 台	# 5 × 22,500m ³ /h × 200V × 7.5KW
	(B1ガスメーターEA)	1 台	軸流 # 3 × 1,500m ³ /h × 200V × 0.4KW
	(B2便所EA)	1 台	" # 2 × 500m ³ /h × 200V × 0.4KW
	(B1駐車場EA)	1 台	" # 7 × 51,100m ³ /h × 200V × 15KW
	(B2湯沸室EA)	1 台	" # 2 × 600m ³ /h × 200V × 0.4KW
	ファンコイルユニット (各階室内)	250台	床置露出 天吊型 天吊カセット FCU2~FCU12
	(各階室内)	10台	床置露出 天吊インペイ型 FCU2~FCU8
	(各階室内)	16台	天吊インペイ型 冷房 1,850Kcal/h 暖房 3,200Kcal/h

設 備 名	機 械 名	数 量	要 目
	モーターダンパー (各階空調機室)	1 式	
	給気ファン (PH: ファン室)	1 台	厨房用 # 3 号×12, 200m ³ /h ×200V×3. 7KW
	排気ファン	1 台	" "
	上記関連設備及び装置	1 式	
	空気調和機		
	(11F五管女子仮眠室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房4. 0Kw 天吊型 暖房5. 7Kw (EPS前)
	(9F事案対策室)	2 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房4. 5Kw 天井カセット 暖房5. 0Kw (屋上室外機 1 台)
	(8F刑事課分析室)	2 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房3. 6Kw 壁掛露出型 暖房4. 0Kw
	(8F休憩室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房2. 8Kw 天井カセット 暖房3. 2Kw
	(8F船艇執務室)	2 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房3. 6Kw 天井カセット 暖房4. 0Kw
	(8F監視人室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房2. 8Kw 壁掛露出型 暖房3. 2Kw
	(8F五管鑑識室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房5. 23Kw 天吊型 暖房5. 81Kw (西避難口)
	(8F五管運用官執務区画 他)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房28. 0Kw 天吊型 3台 暖房31. 5Kw (屋上)
	(8F五管司令室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房22. 4Kw 天吊型 4台 暖房25. 0Kw (屋上 室外機2台)
	(8F五管警救次長室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房6. 3Kw 天吊型 暖房7. 1Kw (EPS前)
	(8Fホ°機械室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房20. 0Kw 天吊型4台 暖房22. 4Kw (屋上 室外機2台)
	(7F無停電電源装置室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房5. 6Kw 天吊型2台 暖房6. 3Kw (屋上 室外機2台)
	(6F運輸コンピ ュータ室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房7. 1Kw 天吊型 暖房8. 0Kw (東避難口)
	(6F植防病理実験室他室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房5. 0Kw 天吊型2台 暖房5. 0Kw (西避難口 室外機 2 台)
	(4F神戸部取調室他)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房16. 0Kw 天吊型 5 台 暖房18. 0Kw (3 階渡り通路)
	(4F神戸写真現像室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房3. 6Kw 天吊型 暖房4. 0Kw (3 階渡り通路)
	(4F神戸部ホ°レーション)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房10. 0Kw 天吊型 暖房11. 2Kw (3 階渡り通路)
	(4F神戸部会議室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房2. 8Kw 壁掛型 暖房3. 2Kw (3 階渡り通路)
	(4F神戸女性当直室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房2. 8Kw 壁掛型 暖房3. 2Kw (3 階渡り通路)
	(4F神戸危機管理対室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房3. 6Kw 天吊型 暖房4. 0Kw (3 階渡り通路)
	(4F神戸部交通課)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房3. 2Kw 天吊型 暖房2. 8Kw (EPS前)
	(2F法務登記)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房22. 4Kw 天吊型4台 暖房25. 0Kw (EPS前)
	(3F法務供託)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房10. 0Kw 天吊型2台 暖房11. 2Kw (EPS前)
	(7F五管海洋情報部)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房5. 6Kw 天吊型2台 暖房6. 3Kw (EPS前 室外機2台)
	(9F五管EPS)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房5. 0Kw 天吊型 暖房5. 0Kw (8階EPS前)
	(9F五管厚生課)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房4. 0Kw 天吊型 暖房4. 5Kw (EPS前)
	(9F五管特別会議室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房5. 0Kw 天吊型 暖房5. 6Kw (EPS前)
	(PH五管情通通信機械室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房5. 6Kw 壁掛型2台 暖房6. 3Kw (屋上 室外機 2 台)
	(7F神戸植防事務室 2)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房7. 1Kw 6台、8. 0Kw1台 天吊型7台 暖房8. 0Kw6台、9. 0Kw1台 (屋上 室外機1台)
	(7F植防図書室)	1 台	空冷ヒートポンプエアコン 冷房5. 0Kw 天吊型 暖房5. 0Kw (EPS前)

監視制御設備 B2 コントロール室	中央監視装置	2 式	電気関係 1 機械関係 1
	信号処理装置	1 式	電気関係 1
	ロギングタイプライター	2 式	電気関係 1 機械関係 1
	レーザープリンター	1 式	機械関係 1
	上記関連設備及び装置	2 式	電気関係 1 機械関係 1
	端末伝送装置 (各階空調機室)	1 式	機械関係 1
	端末伝送装置 (各階EPS)	1 式	電気関係 1
その他	避雷針 (塔 屋)	1 式	
	出退表示器 (各 階)	1 式	省エネ形 8 窓 10 窓
	インタホン設備 (各 階)	1 式	
	テレビ共聴設備 (各 階)	1 式	CATVによる電波供給 VHF 1~12
	駐車場信号制御盤 (B 1)	1 式	光電式センサー
	車路警報盤 (B 1)	1 式	センサー
	中圧ガス用ガス漏れ警報器	1 式	(ガス検知警報器点検整備を実施のこと。)
	AED (1 F エントランスホール)	1 式	目視点検の実施 1 回/1 日 (閉庁日除く。)

機器名称		数量	点検内容		備考
セン タ ー 装 置	MUC	1台	筐体及び筐体内部の清掃		CD-Rに変更。
			LED点灯状況の確認		
			自動診断機能による確認		
	操作キーボード及びマウス	1台	筐体及び筐体内部の清掃		
			キーボード部の清掃		
	液晶ディスプレイ	1台	筐体及び筐体内部の清掃		
表示品質の確認(視認による)・輝度調整					
表示部の清掃					
HUB 光送受信器		1台	筐体及び筐体内部の清掃		
			SCコネクタ点検		
			外観破損状況確認		
電源パネル		1面	筐体及び筐体内部の清掃		
			コネクタ接続部の接続状況確認		
			外観破損状況確認		
			電圧確認		
			測定箇所	規格値	
			入力電圧 AC100V	AC100V±6V	
電源ブロック		1台	コネクタ接続部の接続状況確認		
			外観破損状況確認		
			本体清掃		
			電圧確認		
			測定箇所	規格値	
			入力電圧 AC100V	AC100V±6V	
			DC24V	DC24V±10%	
			AC24V	AC24V±10%	

中央監視盤点検仕様書

件名:神戸第2地方合同庁舎

2/2

機器名称	数量	点検内容	備考
分電盤(RS盤)	21面	筐体及び筐体内部の清掃	
		コネクタ接続部の接続状況確認	
		外観破損状況確認	
		端子部増し締め	
		電圧確認	
		測定箇所	規格値
		入力電圧 AC100V	AC100V±6V
		制御・監視電圧測定	AC／DC24V±10%
		伝送電圧	AC24V±8V
端末器	83台	動作確認	4制御8監視端末器 23台
		端子部増し締め	16監視端末器 12台
		本体清掃	集合計測端末器 6台
		ポーリング(動作表示)確認	計量端末器 40台
		端末器入力値と換算による比較点検(計測端末器)	4監視端末器 1台
		端末器での表示値点検(計量端末器)	4制御4監視端末器 1台
UPS 3kVA	1台	端子部増し締め	
		本体清掃	
		電圧確認	
		測定箇所	規格値
		入力電圧 AC100V	AC100V±10%
		出力電圧 AC100V(インバータ出力)	AC100V±6V
		接続部・接触部の点検	
		部品の外観点検	
		絶縁抵抗測定	
		調整回路の補正・確認	
		定常動作試験	
		総合動作試験	

機器名称		数量	点検内容	備考
センター装置	MUC	1台	フロッピーディスクヘッドの清掃	
			筐体及び筐体内部の清掃	
			LED点灯状況の確認	
			自動診断機能による確認	
	操作キーボード及びマウス	1台	筐体及び筐体内部の清掃	
			キートップ部の清掃	
メッセージプリンター (漢字プリンター)	液晶ディスプレイ	1台	筐体及び筐体内部の清掃	
			表示品質の確認(視認による)・輝度調整	
			表示部の清掃	
		1台	ブラテンロール部の清掃	
			行インジケータ部の清掃	
			単票用検出センサ部及び上部透明ペーパーガイド部の清掃	
			筐体及び筐体内部の清掃	
ブザーユニット		1式	左端検出センサ部の清掃	
			印字ヘッド部の清掃	
			キャリア用ステータシャフト部の清掃及び注油	
			冷却ファンの清掃	
		1式	印字品質確認	HMI化により撤去 windowsのSP化
HUB		1台	コネクタ接続部の接続状況確認	
			外観破損状況確認	
			ブザーユニットの鳴動確認	
			本体清掃	
電源パネル		1面	筐体及び筐体内部の清掃	
			コネクタ接続部の接続状況確認	
			外観破損状況確認	
			電圧確認	
		1面	測定箇所	規格値
			入力電圧 AC100V	AC100V±6V
電源ブロック		1台	コネクタ接続部の接続状況確認	
			外観破損状況確認	
			本体清掃	
			電圧確認	
		1台	測定箇所	規格値
			入力電圧 AC100V	AC100V±6V
			DC24V	DC24V±10%
			AC24V	AC24V±10%

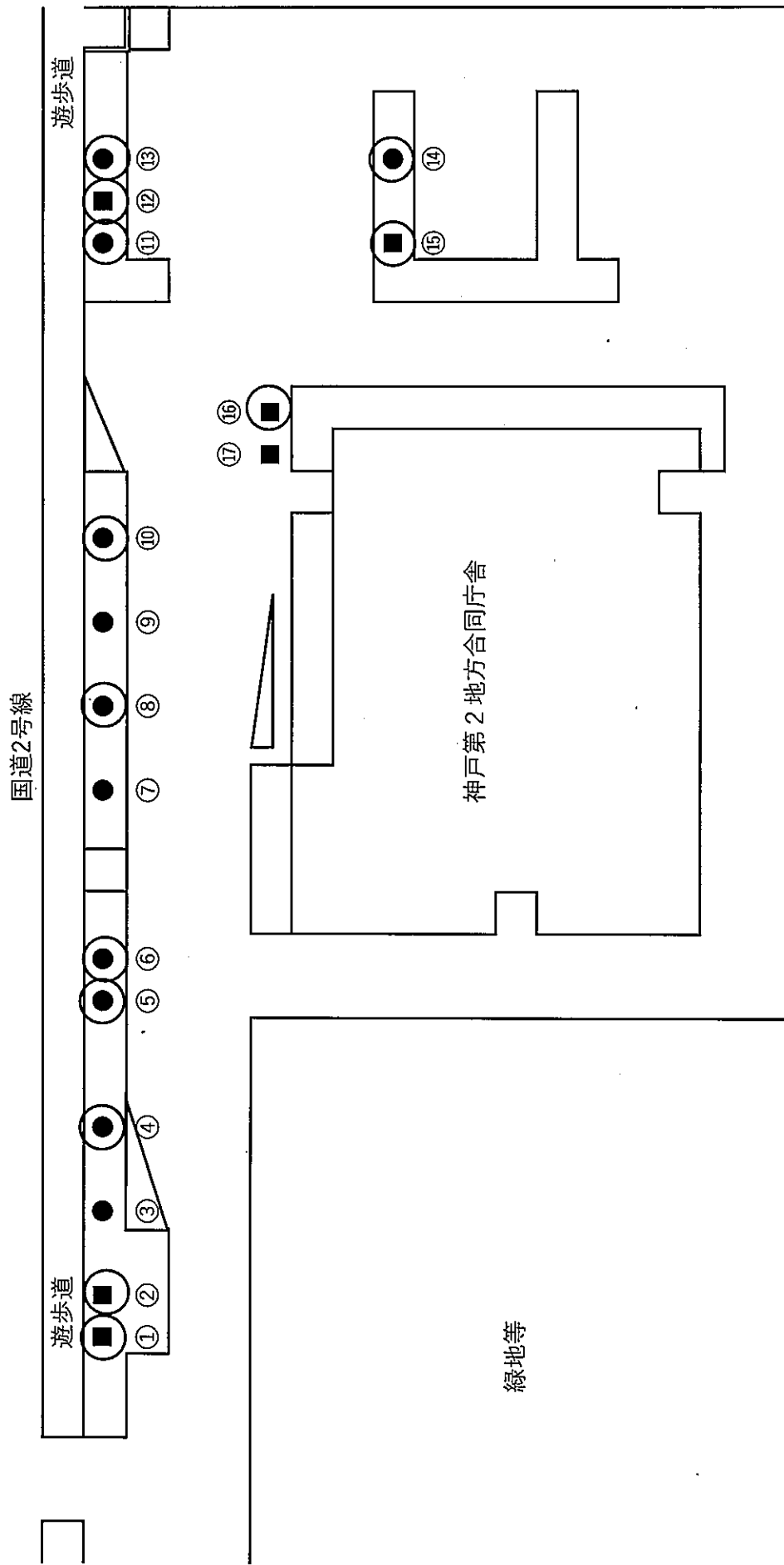
中央監視盤点検仕様書

件名:神戸第2地方合同庁舎 空調自動制御系統 中央監視装置区分

2/2

機器名称	数量	点検内容	備考	
CP/DP/RS盤	15面	筐体及び筐体内部の清掃		
		コネクタ接続部の接続状況確認		
		外観破損状況確認		
		端子部増し締め		
		電圧確認		
		測定箇所		規格値
		入力電圧 AC100V		AC100V±6V
		制御・監視電圧測定		AC／DC24V±10%
		伝送電圧		AC24V±8V
DDCコントローラ	1式	動作確認		
		端子部増し締め		
		本体清掃		
		ポーリング(動作表示)確認		
		端末器入力値と換算による比較点検(計測端末器)		
		端末器での表示値点検(計量端末器)		
BACnet仕様コントローラー	1式	コネクタ部の接続状況確認	Icontコントローラー×2	
		外観破損状況確認		
		基板間清掃		
		電圧確認		
		メモリーバックアップ電池		交換
		運用データバックアップ		
		リップル測定(DC5V・DC24V)		
UPS 3kVA	1台	端子部増し締め		
		本体清掃		
		電圧確認		
		測定箇所		規格値
		入力電圧 AC100V		AC100V±10%
		出力電圧 AC100V(インバータ出力)		AC100V±6V
		接続部・接触部の点検		
		部品の外観点検		
		絶縁抵抗測定		
		調整回路の補正・確認		
		定常動作試験		
		総合動作試験		

神戸第2 地方合同庁舎植栽略図（高木）。

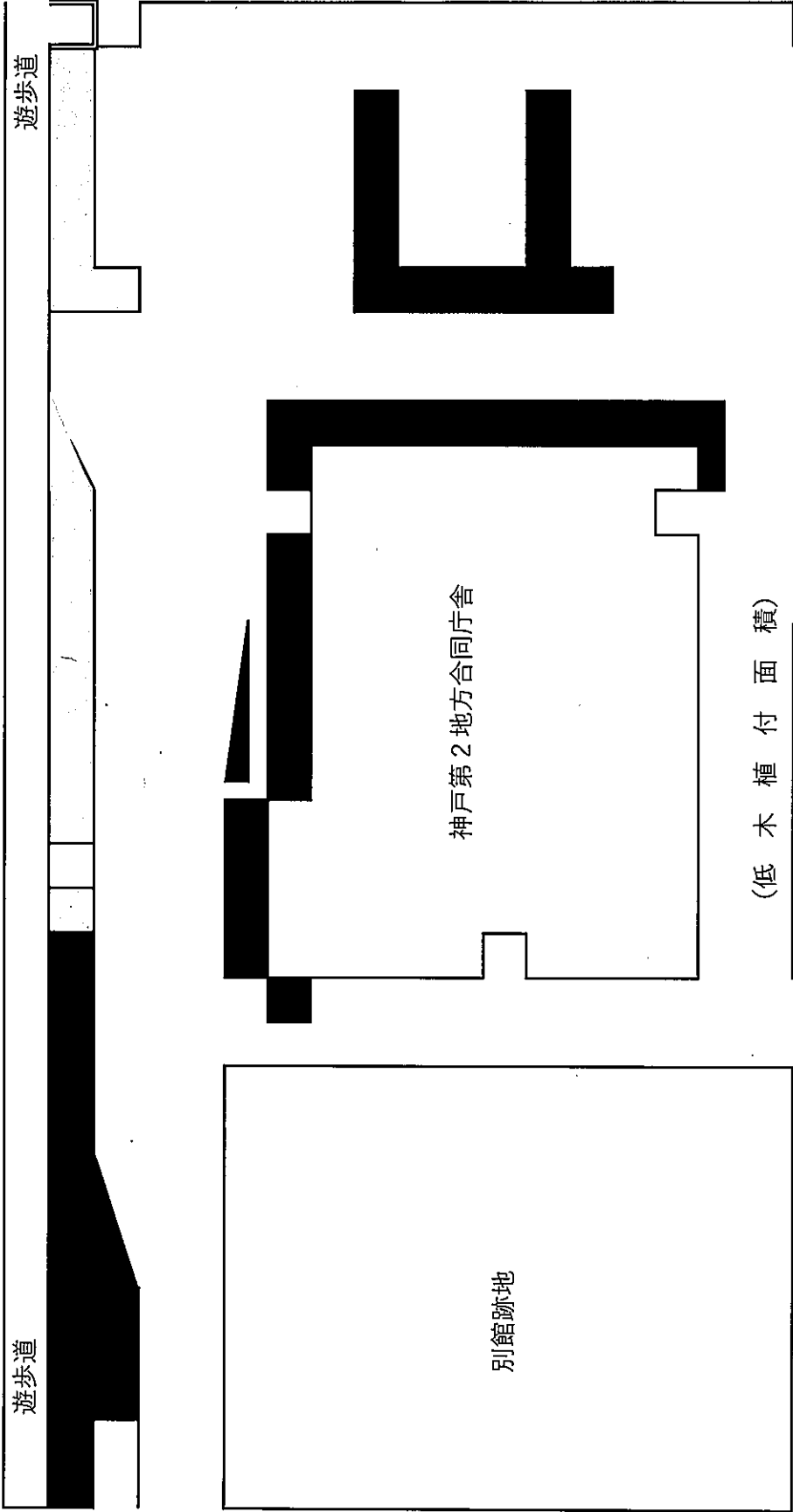


※高木剪定刈込本数：○印は、剪定刈込樹木

● クスノキ 8 本

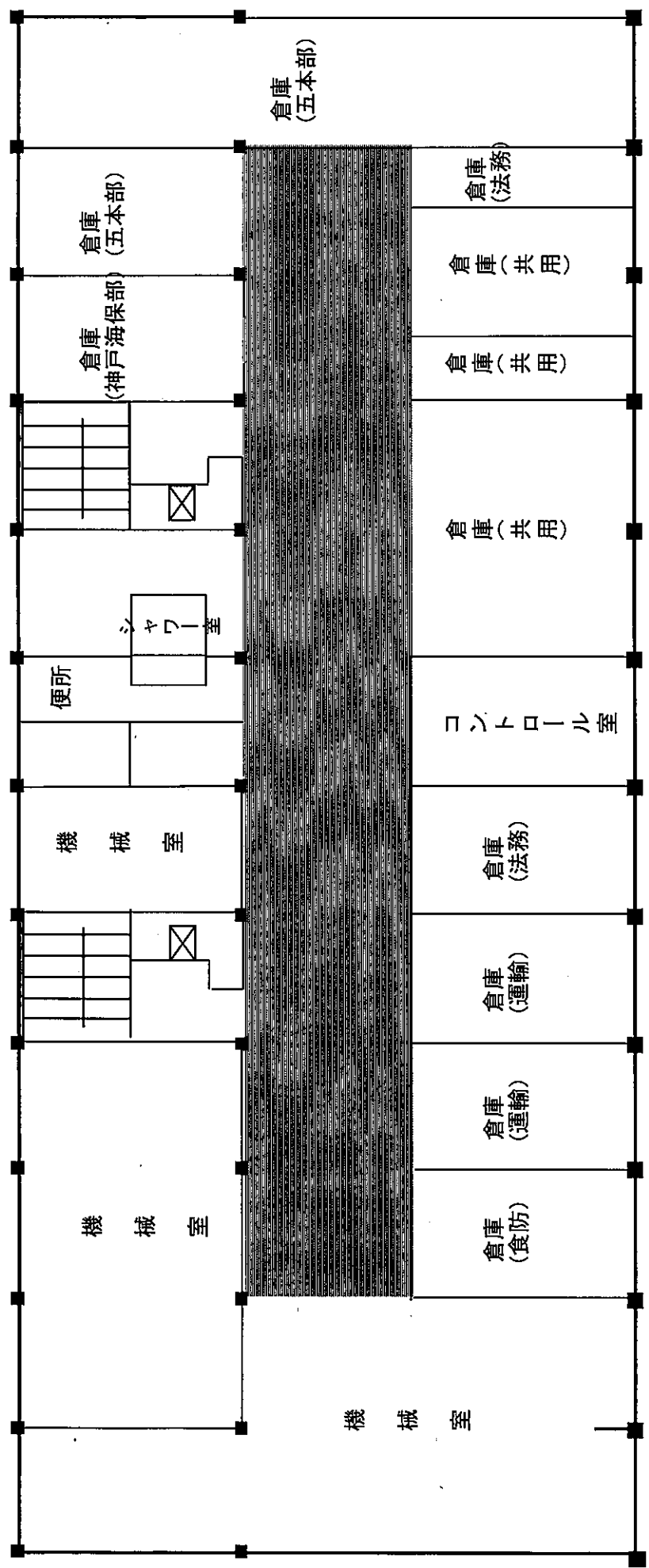
■ ケヤキ 5 本

神戸第2 地方合同庁舎植栽略図（低木植付面積）



	さ っ き (平戸つつじ含む)	2 8 9 . 7 6 m ²
	いぬつげ、シャリンバイ、芝等	1 3 2 . 1 2 m ²
	芝	1 0 1 . 6 4 m ²
		5 2 3 . 5 2 m ²

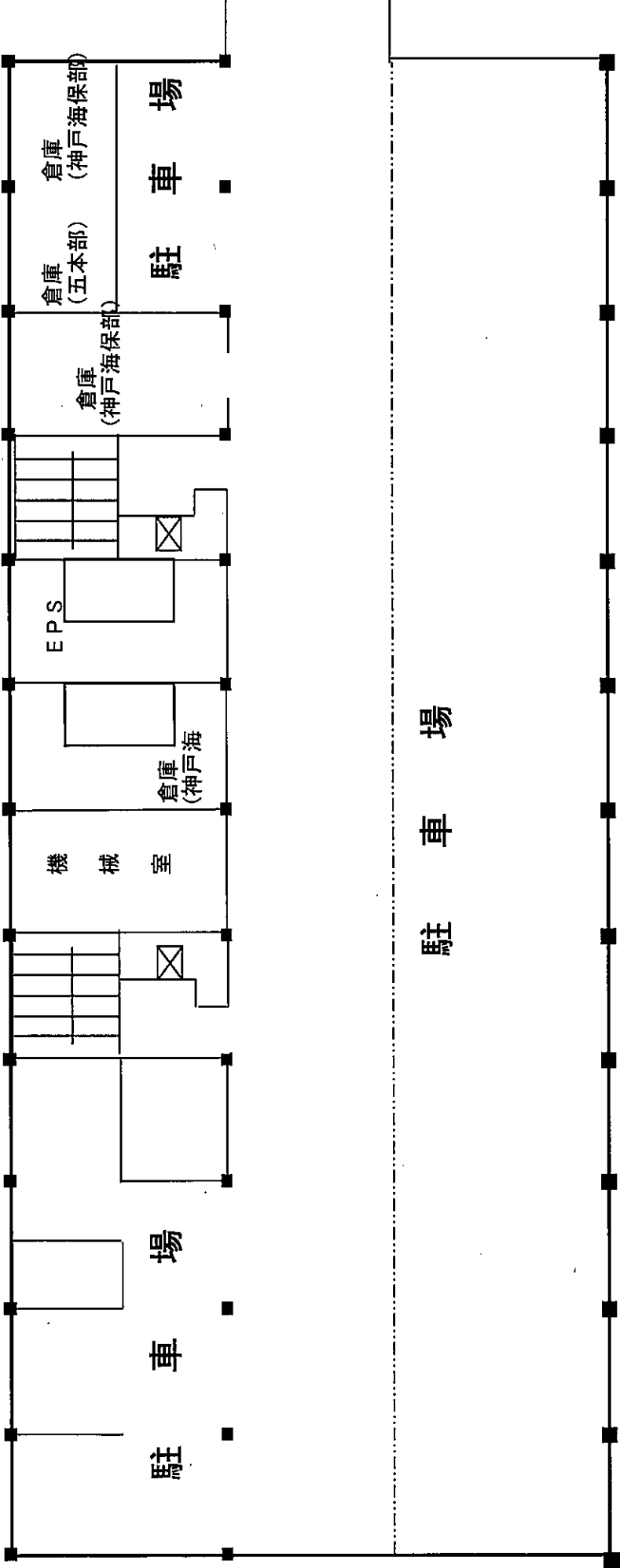
B2階清掃図



共用部分Pタイルフックス箇所

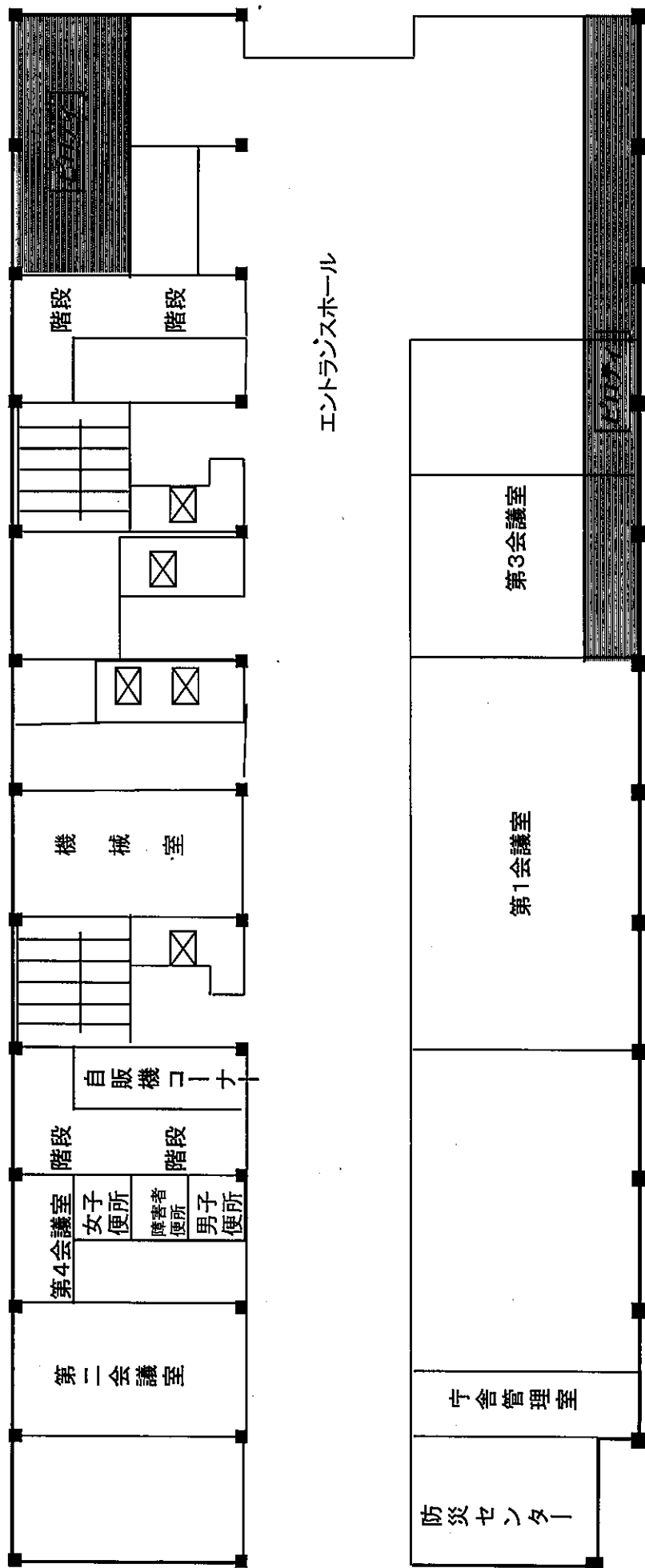
床拭き掃き

B1階清掃図

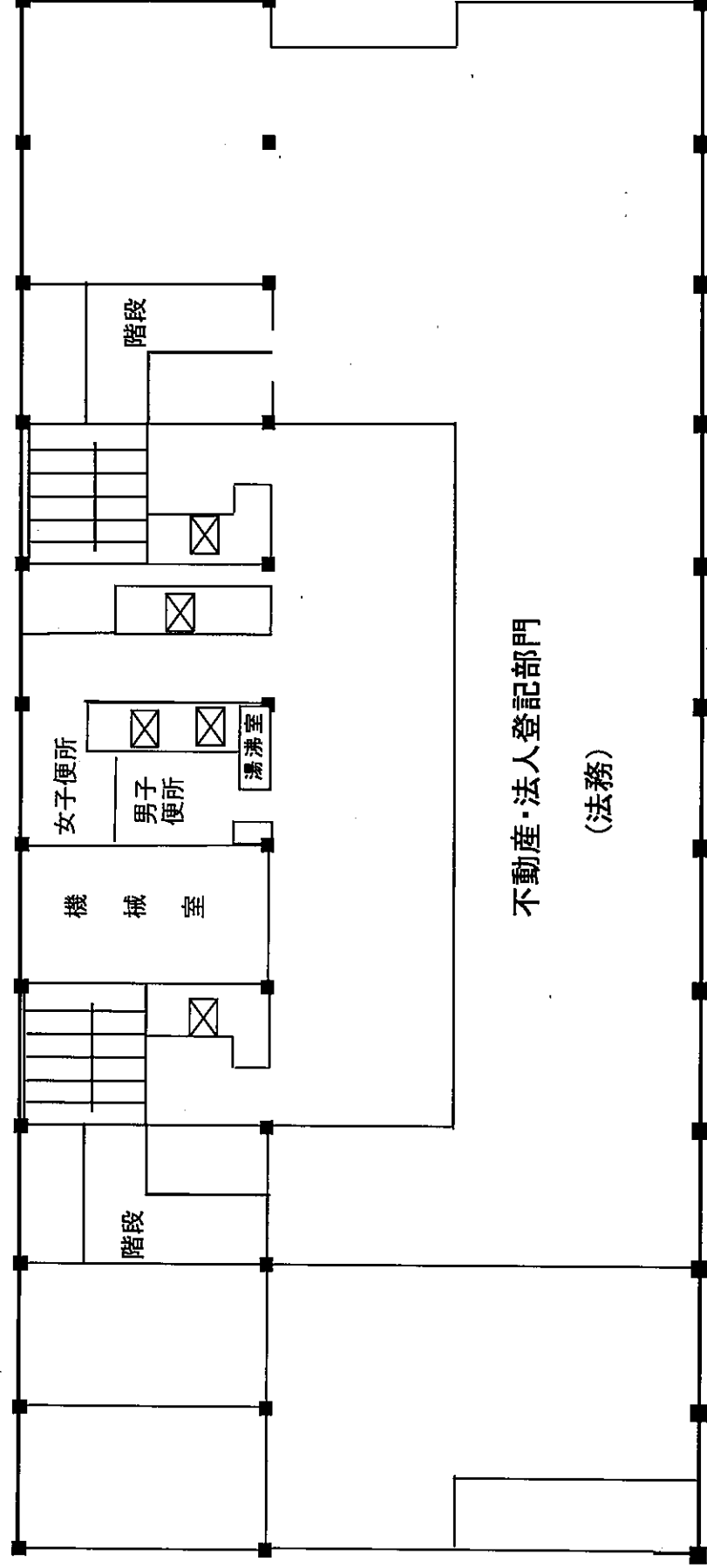


共用部分Pタイルワックス箇所

1階清掃図

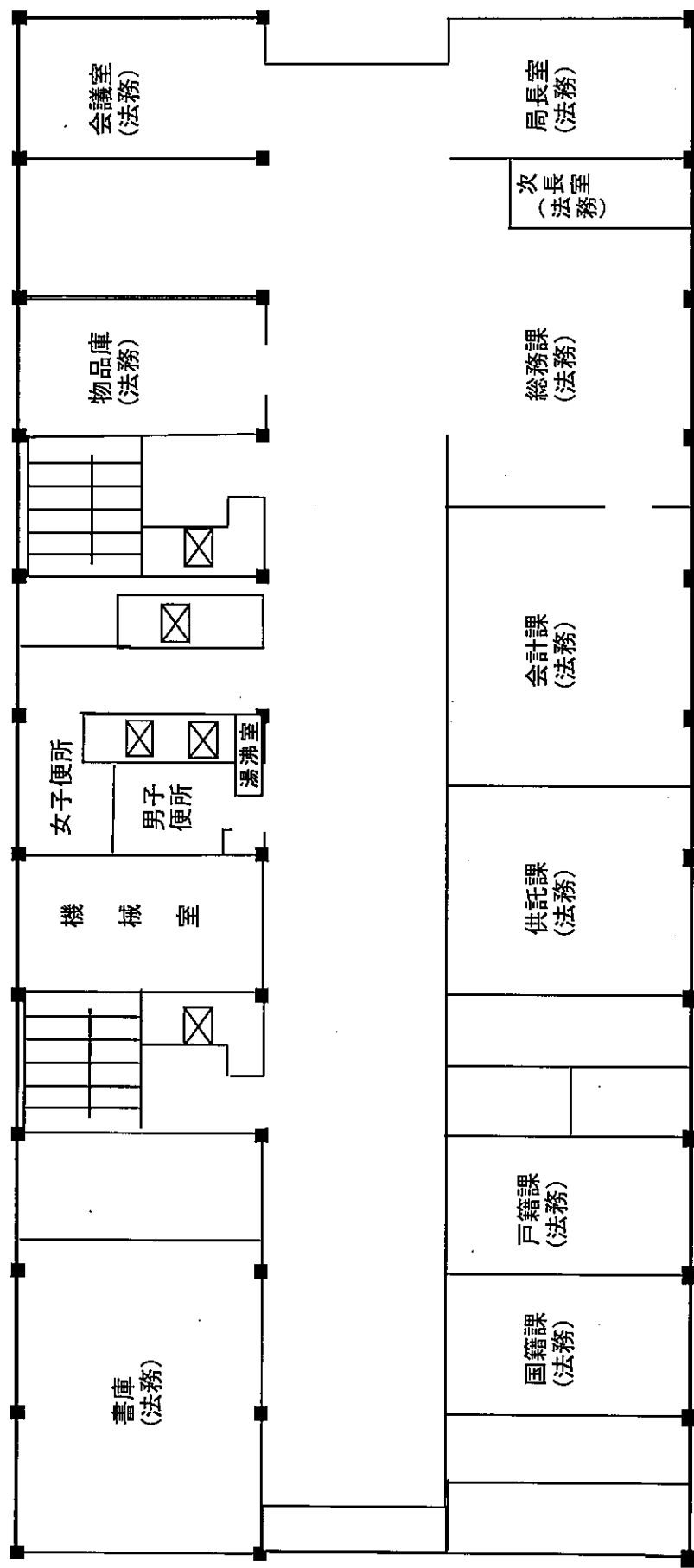


2階清掃図



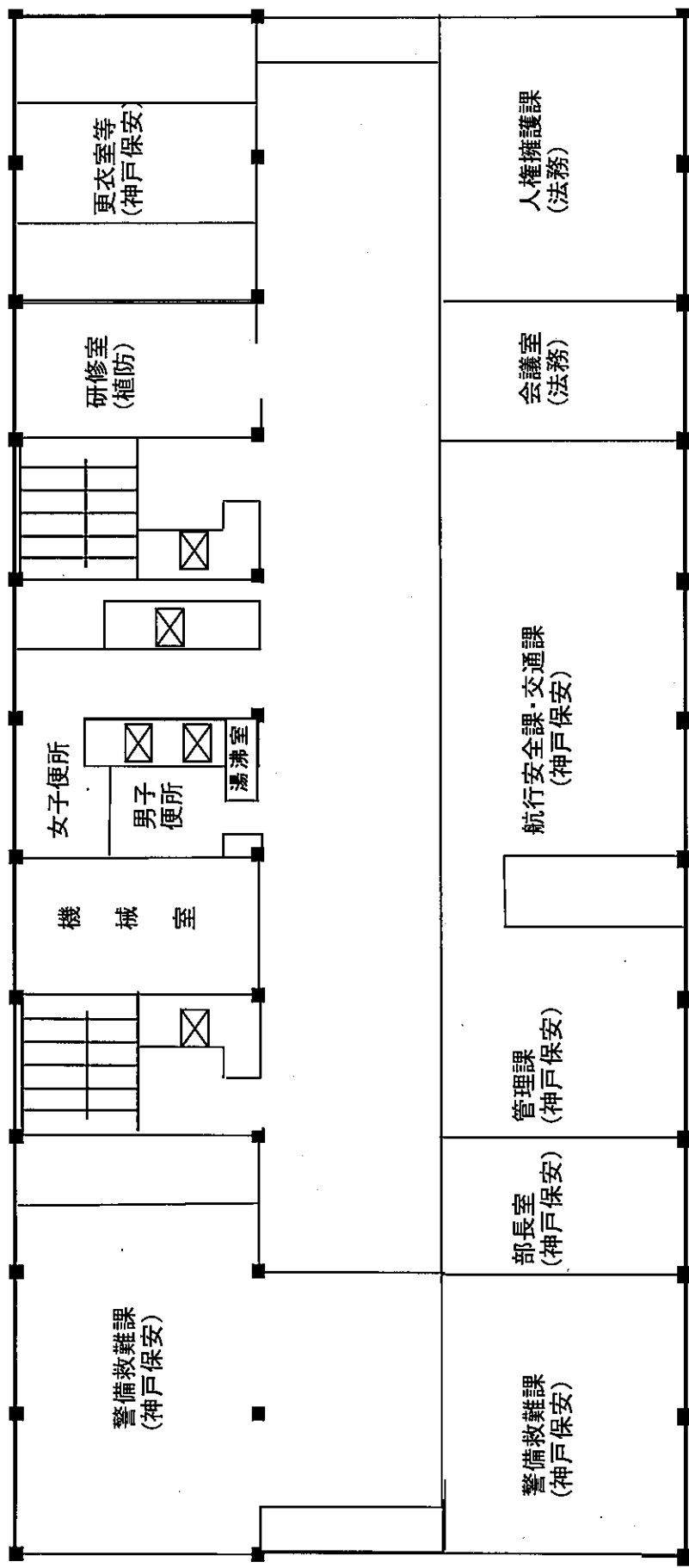
共用部分Pタイルワックス箇所

3階清掃図



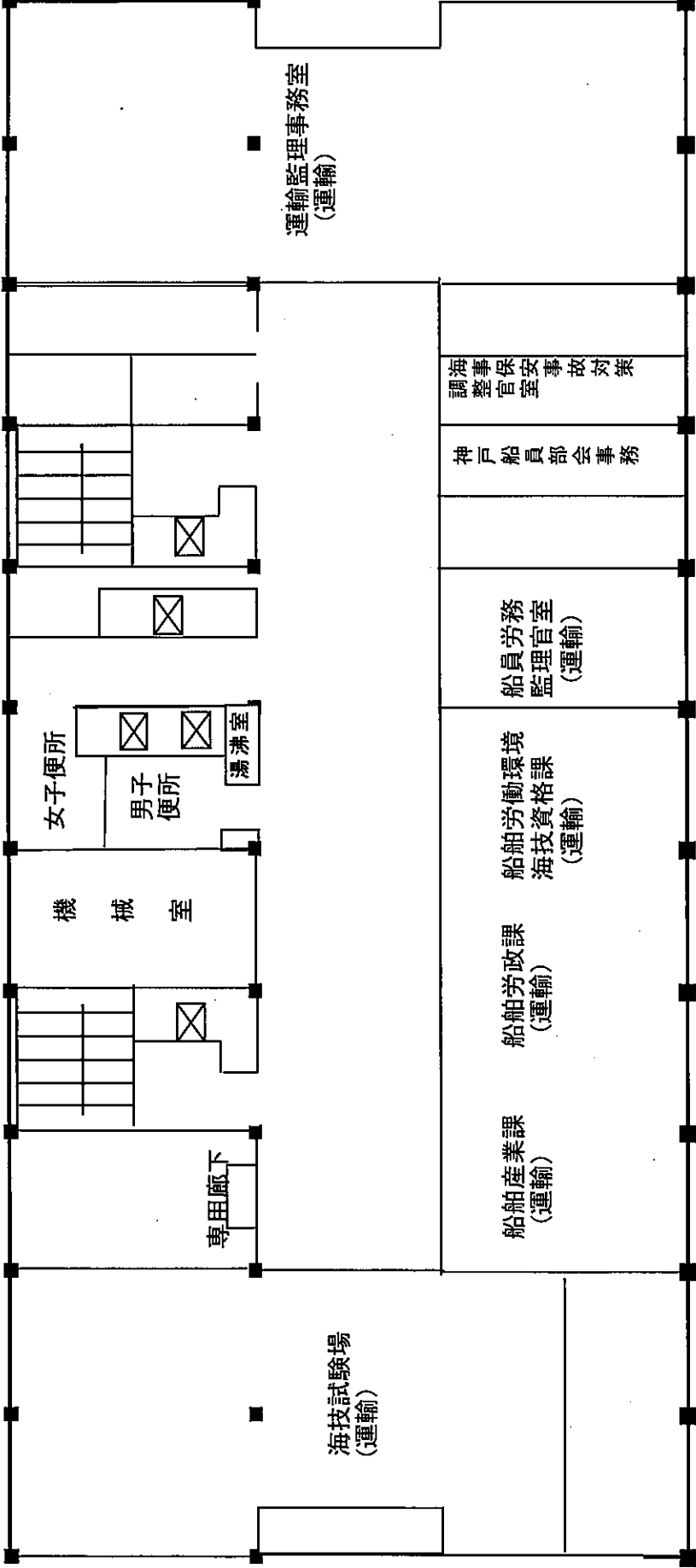
共用部分Pタイルフックス箇所

4階清掃図



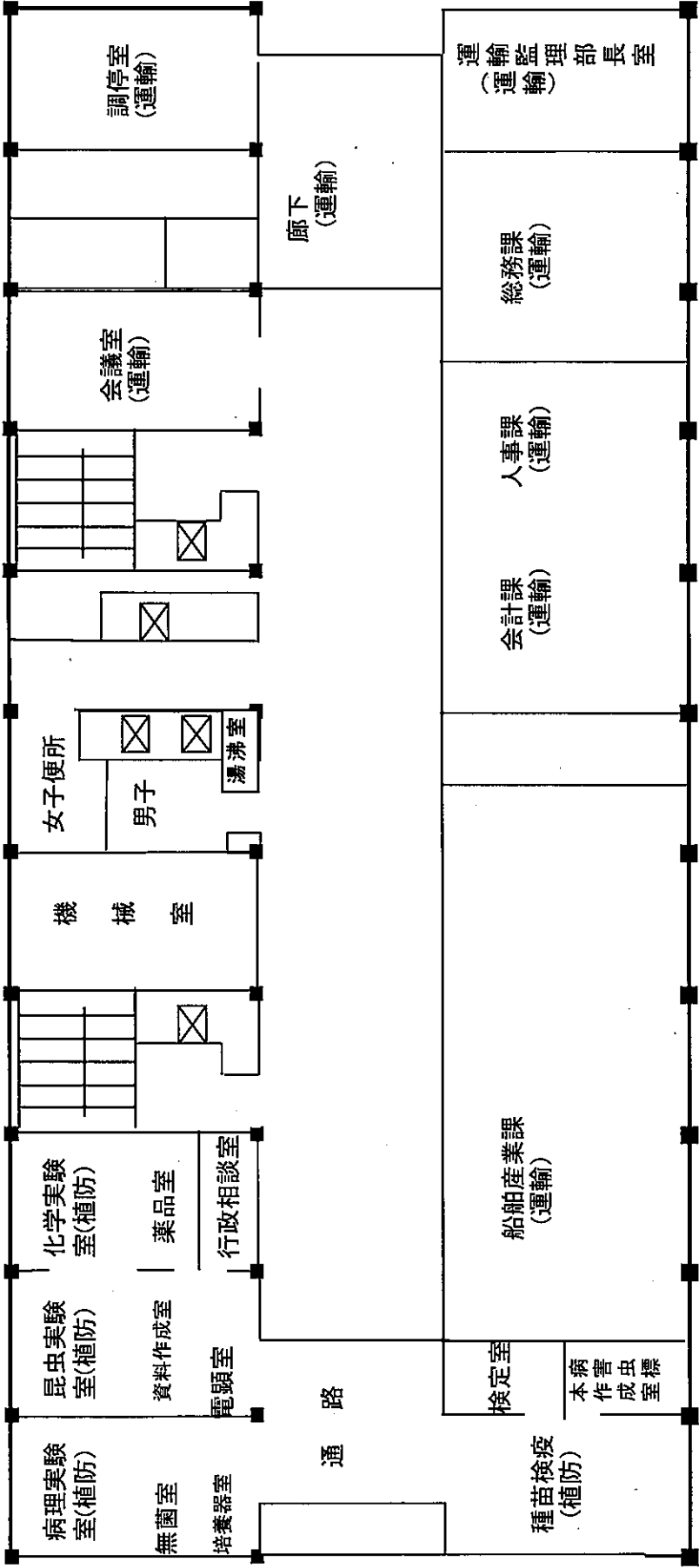
共用部分Pファイルワックス箇所

5階清掃図



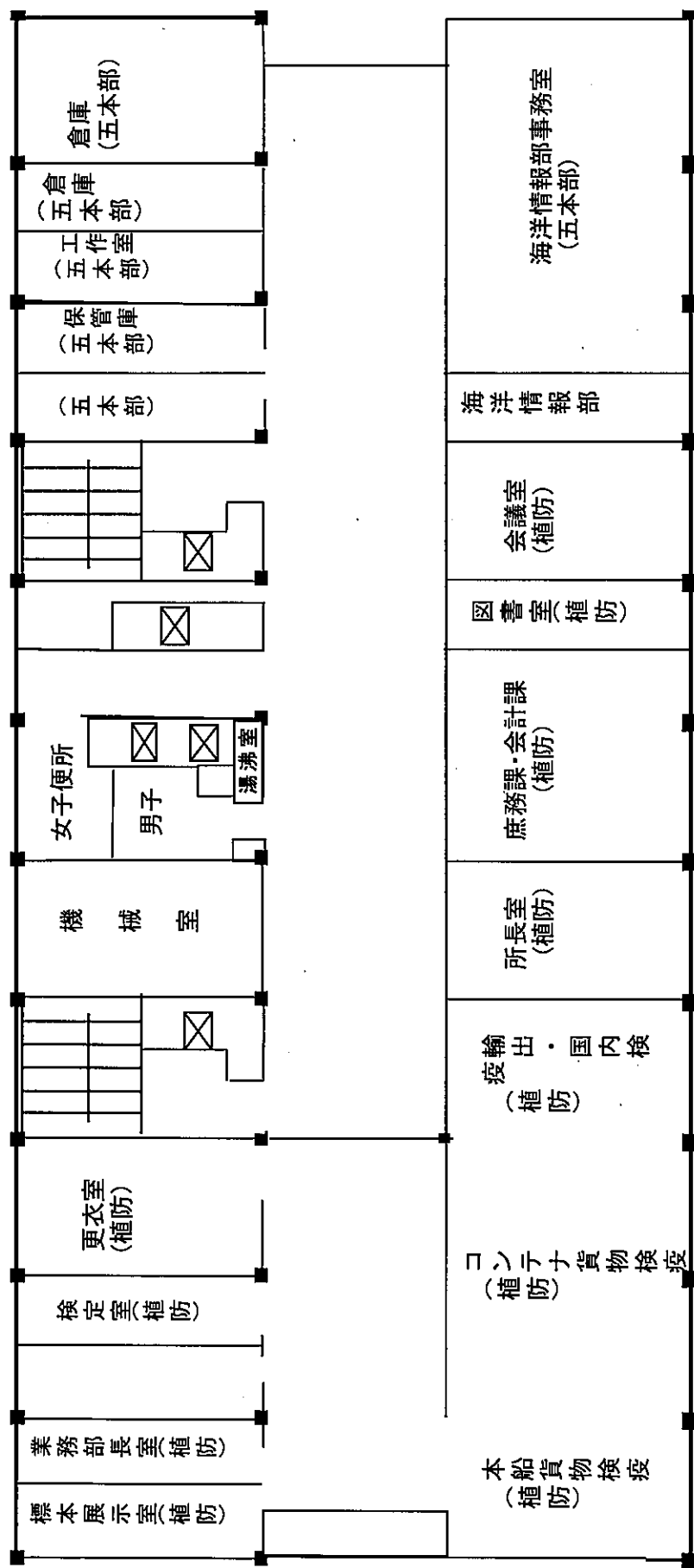
共用部分Pタイルワックス箇所

6階清掃図



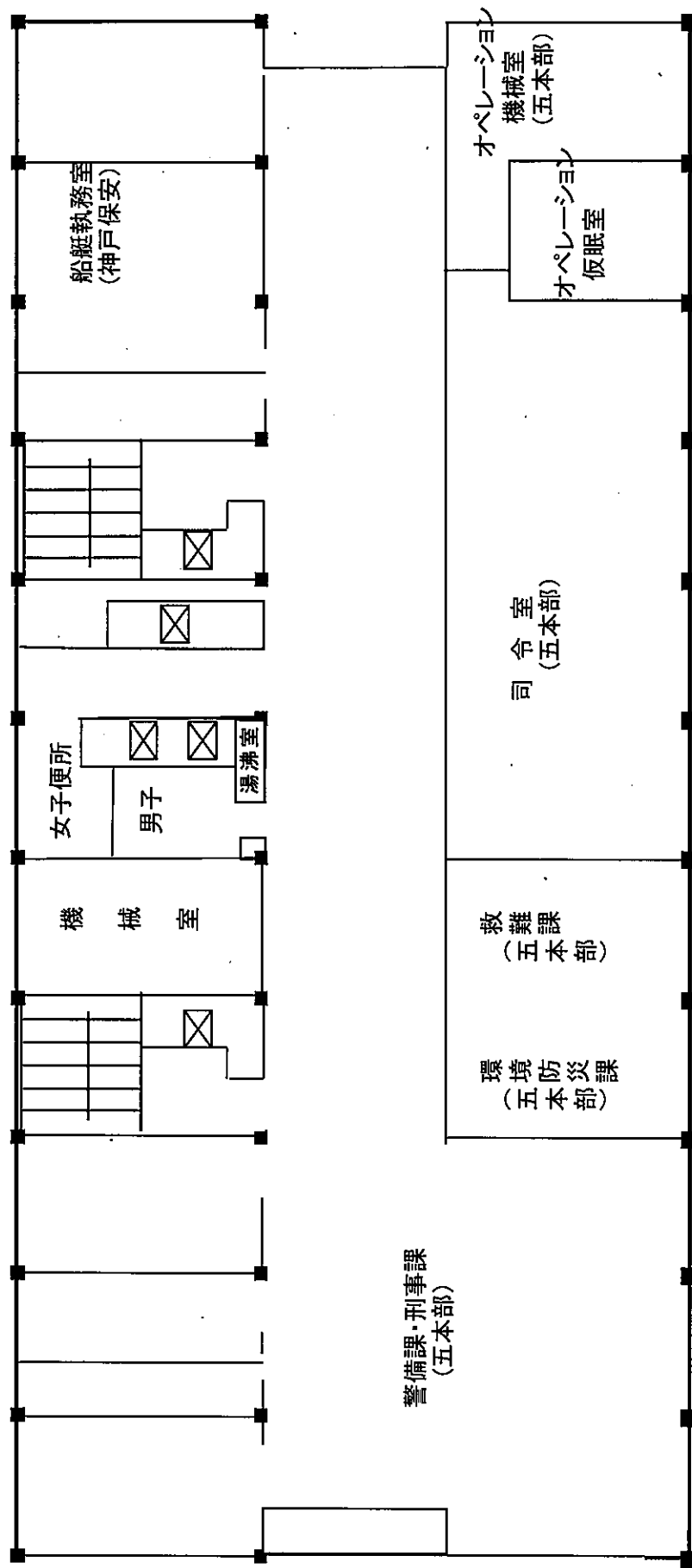
共用部分Pファイルボックス箇所

7階清掃図



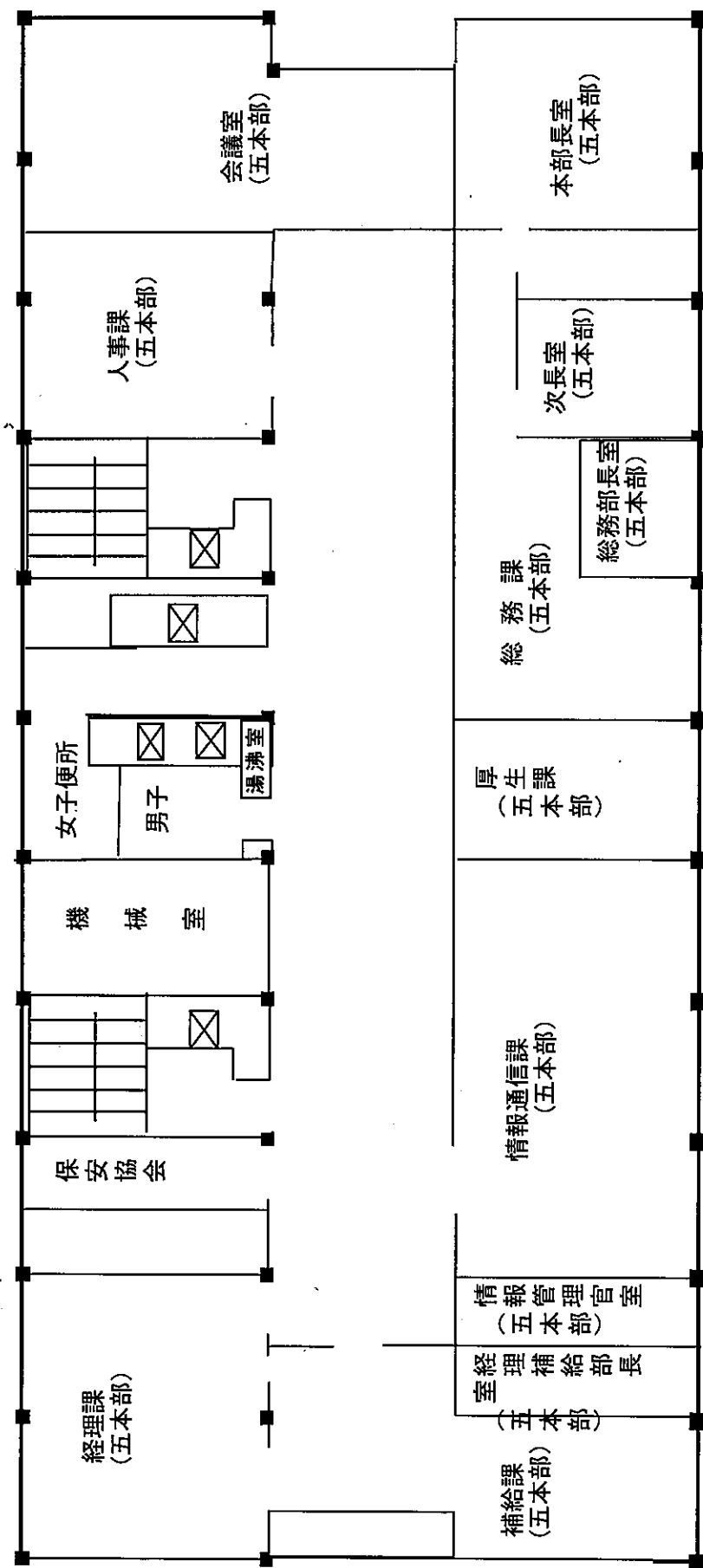
共用部分Pタイルワックス箇所

8階清掃図



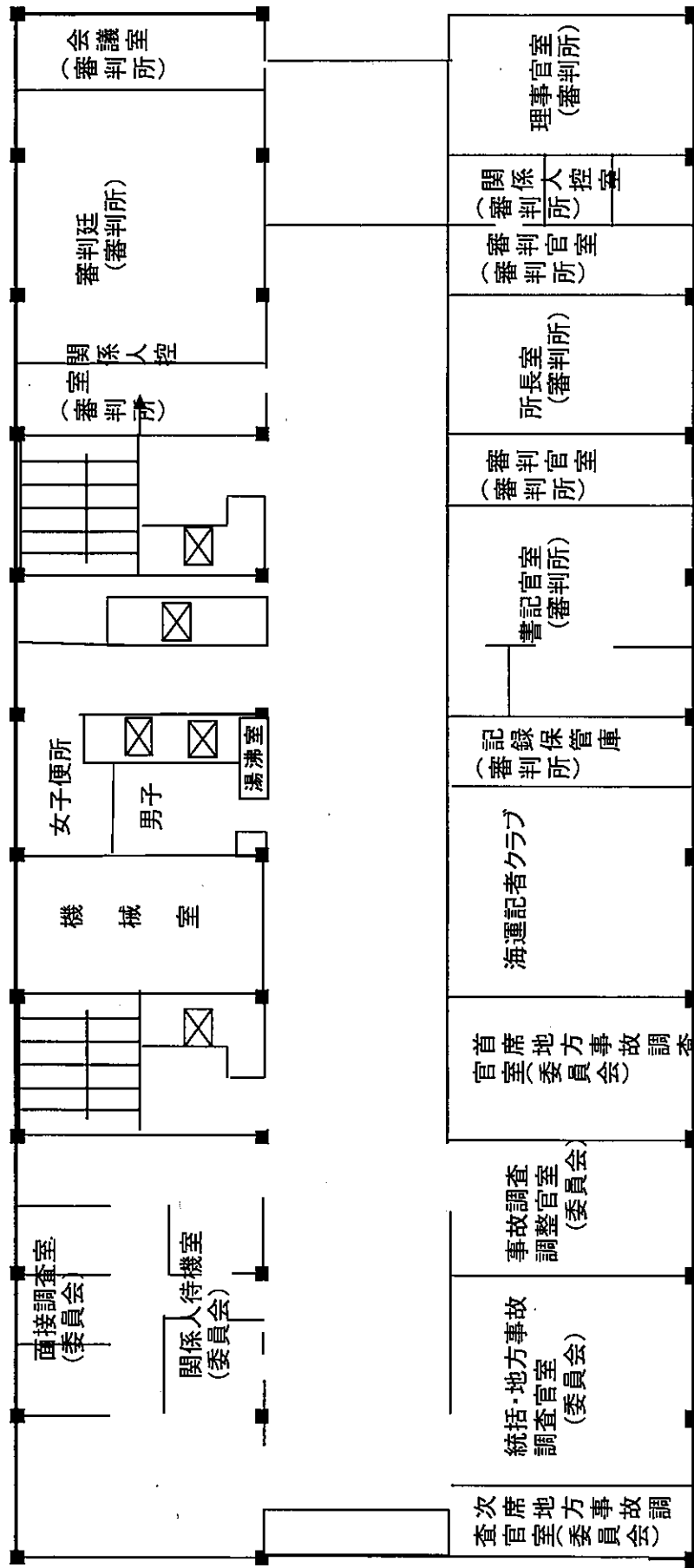
共用部分Pタイルワックス箇所

9階清掃図



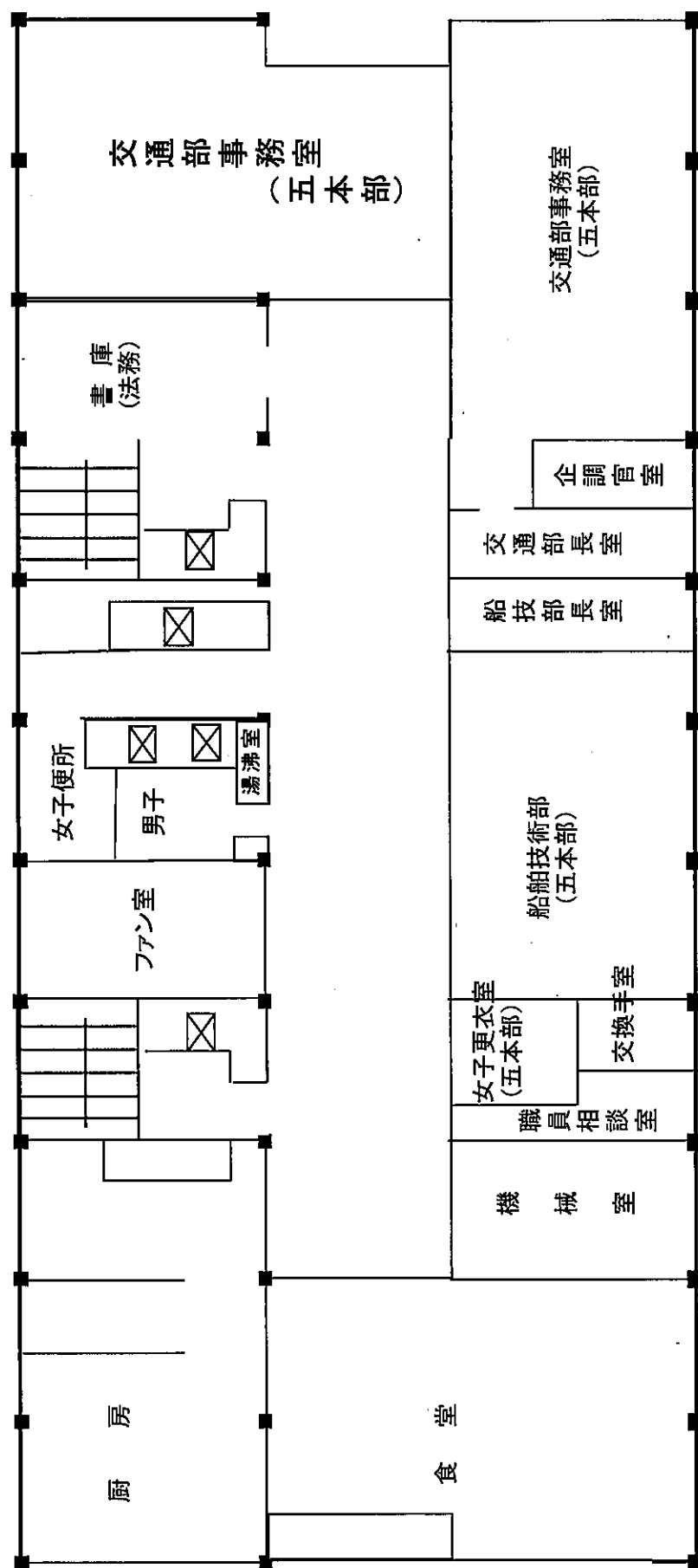
共用部分Pファイルワックス箇所

10階清掃図



共用部分Pタイルワックス箇所

11階清掃図



共用部分Pファイルボックス箇所

喉痹

清掃場所	面積等	定期清掃					備考
		洗 浄 ・ 研 磨 仕 上	洗 浄 乾 布 仕 上	サ ッ シ 磨 き	洗 浄 乾 布 仕 上	洗 浄 乾 布 仕 上	
共用部分	床面 (Pタイル)		1/3 ヶ月				エレベーター・階段 (B2～11F) ・廊下 (1F～11F)
	(タイル)					1/3 ヶ月	玄関ホール・ビロテイル1F
	ビニールタイル		1/3 ヶ月				エレベーターホール (B2～11F) ・湯沸かし室、雑用室 (B2、1F～11F)
	ビニールシート		1/3 ヶ月				会議室 (1F第1会議室～第4会議室) 自販機コーナー1F・食堂11F(11月～)
	窓ガラス			1/3 ヶ月			防災センター1F・庁舎管理室1F
	照明器具					1/年	
各階トイレ床面	23ヵ所					1/4 ヶ月	各階男女、多目的用1F

清掃作業基準

1 日常清掃

清掃場所	作業方法	回数
会議室	床等の清掃は、床材に適した方法によりほうき類にてごみ、ほこり等を取り水拭き等で徐塵する。 出入口・部屋の四隅等ほこり等がたまりやすい場所は入念に徐塵する。 履き掃除後、水拭き仕上げ又は科学雑巾等で仕上げをする。 また汚れの著しい箇所は適切な洗剤を使用して汚れを除去し、洗剤自体も確実に拭き取ること。	1回/日
ゴミ・吸い殻処理	・専用部分の屑入れのゴミ等は 各階集積場所から所定の場所へ搬出する。 ・共用部分の屑入れのゴミ及び 喫煙指定場所の吸ガラ等を収集し、所定場所へ搬出する。 ・火気については、特に注意する。	2回/日
湯沸室	湯沸室の清掃に当たっては、次の事項に留意すること。 1.茶殻等の清掃に当たっては次の事項に留意すること。 ①流し台については茶殻、食物の残りかす等を除去し、適切な洗剤を用いてスポンジで洗浄すること。 ②流し台周辺部及び湯沸器については乾拭きを行うこと。 ③床については、ほうき類にてゴミ、ほこり等を取った後、汚れの状態で濡れ拭き又は湿り拭きを行い、最後に乾拭きを行うこと。また、汚れの著しいところは適切な洗剤を使用して汚れを除去し、洗剤自体も確実に拭きとること。 ④ガム等の固形物が付着しているところは、コテ等で床を傷つけないように除去すること。	2回/日
便所・洗面所	便所・洗面所の清掃に当たっては、次の事項に留意すること。 ①床については、ほうき類にてゴミ、ほこり等を取った後、汚れの状態で濡れ拭き又は湿り拭きを行い、最後に乾拭きを行う。また汚れの著しいところは適切な洗剤を使用して除去し、洗剤自体も確実に拭きとる。（毎日1回以上洗浄すること。） ガム等の固形物が付着しているところは、コテ等で床を傷つけないように除去する。 ②壁面については、床面から150cm程度まで湿り拭きを行い、乾拭きを行う。また汚れが著しいところは適切な洗剤を使用して汚れを除去し、洗剤自体も確実に拭き取る。 ③便器については、適切な洗剤を用いて、便器の内側、外側の汚れや毛等を取り去る。また、便器回りの金属類については濡れ雑巾で拭いた後、乾拭きを行う。（毎日朝、昼1回ずつ清掃すること。） ④洗面器については、汚れやほこり、毛等も取り去った後、適切な洗剤で洗浄し、最後に乾拭きを行う。また蛇口等の金属類は、柔らかい清潔な布で拭いた後、乾拭きを行う。 ⑤鏡は、毎日湿り拭きを行い、くもり等の無いようにムラなく拭く。 ⑥汚物缶については、汚物を除去した後、容器を洗浄し水分を拭き取る。 ⑦トイレトーパー、手洗い用石鹸液等は常に使用できるよう補充しておく。 ⑧男子トイレの小便器（11ヵ所33個）の殺菌、洗浄、排水管洗浄を薬品（洗浄液、殺菌液）を使用して実施し衛生的な維持管理を行う（尿石付着防止のため、小便器を月1回ずつ実施すること。） ※女性トイレについては、女性作業員が行うこと。	2回/日 ⑧尿石付着防止作業は1回/月
・廊下・階段 ・階段手すり	・掃き掃除の後、水拭き仕上げ又は化学雑巾仕上げをする。また汚れの著しい箇所は適切な洗剤を使用して汚れを除去し、洗剤自体も確実に拭き取ること。 ・手すりは、消毒液を使用してふき取り・除菌を行うこと。	1回/日

清掃場所	作業方法	回数
エレベーターホール 及び エレベーター籠内部	・エレベーターホール及びエレベーター籠の内部の床面は、掃き掃除後、水拭き仕上げ又は化学雑巾仕上げをする。また汚れの著しい箇所は適切な洗剤を使用して汚れを除去し、洗剤自体も確実に拭き取ること。 ・多人数が触れるボタンは、消毒液を使用してふき取り・除菌をする。 ・ドア部の隙間のホコリ等については故障の原因となりうるので、除去すること。	1回/日
シャワー室及び脱衣所	シャワー室・脱衣所の清掃に当たっては、次の事項に留意すること。 ①床については、ほうき類にてゴミ、ほこり等を取った後、汚れの状態で濡れ拭き又は湿り拭きを行い、最後に乾拭きを行うこと。また汚れの著しいところは適切な洗剤を使用して除去し、洗剤自体も確実に拭きとること。 ②壁面については、床面から150cm程度まで湿り拭きを行い、乾拭きを行うこと。また汚れが著しいところは適切な洗剤を使用して汚れを除去し、洗剤自体も確実に拭き取ること。 ④洗面器については、汚れやほこり、毛等も取り去った後、適切な洗剤で洗浄し、最後に乾拭きを行うこと。また蛇口等の金属類は、柔らかい清潔な布で拭いた後、乾拭きを行うこと。 ⑤鏡は、毎日湿り拭きを行い、くもり等の無いようにムラなく拭くこと。	1回/日
壁（共用部分）及び天井	・乾布又は水拭き仕上げする。 ・汚れの甚だしい箇所は、適切な洗剤を用い完全に除去する。 ・天井は塵払い等で塵払いをする。 ・汚染の甚だしい箇所は、入念に除去する。	1回/月
ガラス	・玄関ホール付近は、両面を水又は洗剤を用い汚れを除去し乾布仕上げする。	1回/日
駐車場入口	・粗ゴミを拾い適時清掃	1回/日
排水口その他	・排水口、会所、溝等の夾雑物汚泥等を除去する。	1回/月
庁舎外周	・巡回して粗ゴミを拾い適時清掃。	1回/日

清掃作業基準

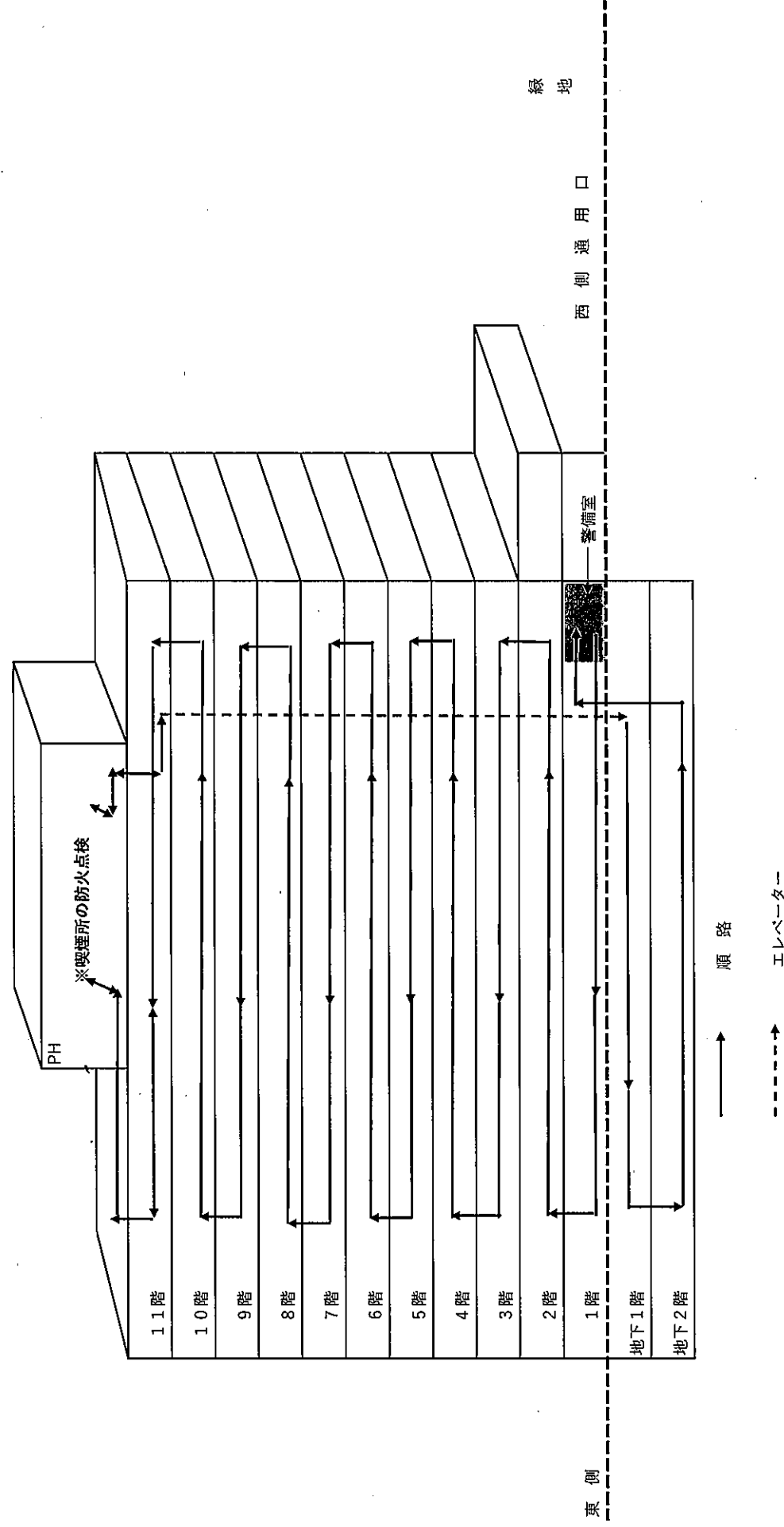
2 定期清掃

清掃場所	作業方法	回数
床面 (Pタイル部分)	・ 掃除後、洗剤で洗浄・研磨し、乾燥後、ワックス塗布仕上げる。	1回/3ヶ月
ガラス 窓サッシ磨き（専用部 内部を除く）	・ 両面を清水又は洗剤を用いて 汚れを除去し、乾布仕上げる。 ・ 洗剤の使用に当たっては、サッシの腐蝕等生じないよう特に留意する。	1回/3ヶ月
照明器具清掃	・ 取りはずし塵埃を除去した後 清水又は洗剤で汚れを拭き取る。 ・ 水の使用については、特に注意すること。	1回/年（2年に1 回令和7年度は 実施）

別図 1

神戸第2地方合同庁舎警備巡回経路図

本館内部



別図2

神戸第2地方合同庁舎警備巡回経路

庁舎外

国道2号線

